

第二 現代國語の發達とその問題

明治維新のころ國語國字問題が起つてから既に六十年餘になる。この間に民間においても官府においても、主張に運動にまた研究に調査に、幾多の變遷を経て来て、その幾分は既に解決されてゐるが、その他の分は未解決の有様で残されてゐる。これまでに官府においても幾多の國語に關する調査會が設けられたし、民間においても漢字節減や假名やローマ字や新字や音聲や方言や假名遣や文體などを攻究してゐる有志者や團體がある。特に國民教育において國語國字問題が關係する所の重大なことは、實際家の痛感し深慮してゐる所だ。さて國語國字問題を解決するには、須らく大所高所から達觀することを要する。狹小な考に拘はつて解決を誤るが如きは、最も戒めなければならない。

一 國 字 問 題

國字問題の
由來と國字
論の諸相と

そもそも國字問題の由來する所は如何といふに、國家の繁榮のため、國民の福利増進のため、教育の發達のため、學問の進歩のため、交通の便利のため、國際關係の融和、等々

を思ふの大精神から流れ出てゐるのである。さて國字改良問題に種々の主張と議論があつて、前にも述べたやうに、之を目的論と方法論とに分けて見られる。その目的論といふのは、論者の目的とする將來の國字は斯様に有るべきだとの論であり、その方法論といふのは、論者の目的とする將來の國字に到達する途中の方法は斯様に有るべきだとの論である。例へば、目的論としては假名專用を主張し、方法論としては漢字節限の手段を取る説もある。また目的論としてはローマ字を主張し、方法論としては漢字節減及び假名專用の手段を取る説もあるが如きである。

國字改良の目的論は、漢字節減説と漢字廢止説とに分けられ、前者は漢字を節減して消極的に國字改良を行はうとする説であり、後者の諸説は漢字を用ひないといふ事は同じであるけれども、改良の目的とする文字の主張には、假名説があり、ローマ字説があり、また新字説もある。なほ國字改良論に對する反對論が無いではない。それは現狀維持説と自然淘汰説とである。謂はゆる現狀維持説は、現在のやうに漢字と假名とを併用して行けば可いと云ふのである。自然淘汰説は、現在の國字の有様に満足してゐるのではないけれども、わざ／＼改良を行はなくとも、放任して置けば自然に淘汰が行はれて、國民に都合の好い國字が定まるであらうと云ふのである。

之を要するに、國字問題の真相を明かにするには、國字改良論の如何なるものかを説くのが肝要であるから、以下に國字改良を主張する所の漢字節減説と假名説とローマ字説と新字説とに就いて概要を述べようと思ふ。

二 漢字節減説一漢字制限説

漢字節減説は漢字制限説などとも云はれて居り、從來の漢字假名併用において、その實用漢字の平易なものだけに限定して之を用ひようとする説である。その説の要旨は、漢字は元は傳來の文字であるけれども、長い間これを用ひ慣れてゐて、今これを止めることは不都合であるから、平易な實用漢字だけに限定して漢字の困難を減少し、且つ漢字の長所を存用しようと云ふのである。これは國字改良の目的論の所説であるが、國字改良の過渡期における方法論の所説もまた、これより外には出ないのである。

(一)

今から一千數百年前の上古に我が國に漢字が傳來して、段々と萬葉集風の漢字使用法が發達し、その漢字から假名文字が芽生えし、中古平安朝に至つて、その假名文字が漢字と併用されて、盛に國文が書き綴られるやうになつた。その假名と漢字との併用が發達して

現代に至つたのだが、之を大別すると、漢字本位の文即ち假名まじり文と、假名本位の文即ち漢字まじり文と、漢字に一々傍訓を附ける文即ち總振假名文との三種類になるのだ。所で、明治維新ごろから國字を平易にしたいといふ思潮が起り、漢字節減説もその一大潮流となつて、我が國民常用の漢字の調査整理に關する事業は、官邊でも民間でも段々と歩を進めてきたのである。

(二)

顧みれば明治五年に學制が頒布されて國民教育の基を定められたころ、時の大木文部卿は常用漢字を三千字ほどに節減する考で、田中義廉・大槻修二・久保吉人・小澤圭二郎らの諸氏に命じてその字書の編纂に着手させたことがある。その約三千字の選定草案が文部省に保存されてあつたが、大正十二年の大震火災で焼失してしまつた。その草案の大旨を、當時の幣原圖書局長が、その火災前に「教育研究」第二五二號に寄せたのが、唯一の記念となつてゐる。翌六年十一月福澤諭吉氏は、平易な漢字九百ほどを用ひて「文字之教」三冊を著し、「ムツカシキ漢字ヲサヘ用ヒザレバ 漢字ノ數ハ二千カ三千ニテ 澤山ナルベシ。此書ニ用ヒタル數僅カ千ニ足ラザレドモ一通リノ用便ニハ差支ナシ。」と述べた。また福澤門下出の矢野文雄氏は、十八年に日本文體文字新論を著して、普通書に用ひる常用の字數

は三千以下で十分だらうと説き、政府は委員を設けて常用の漢字を選定して官民一般に之を適用させるやうにしたいと主張した。さうして翌十九年に同氏は、報知新聞の主筆となつて漢字節減の必要を唱へ、「三千字字引」を選定し漢字を整へて、二十年十月以後の報知新聞紙上に三千の漢字制限を實行した。しかしながら、漢字制限が甚だ容易でなかつたのと、まだ世の中に漢字制限の氣運が到らなかつたとの事情によつて、この實行は不首尾に終つた。

文部省においては、豫てから國民の義務教育における漢字節用を考慮して之を實行してきた。國語教授の中心たる讀本の漢字を標準として、その時期の沿革を分けて見よう。第一期は明治廿年までで、漢字節用の秩序がまだ立たない時であつた。第二期は明治二十年から三十三年までであり、官撰及び民撰の教科書において、義務教育四學年間に凡そ二千字ほどを教授する方針の時期であつた。第三期は三十三年から三十七年まであり、漢字制限の法令を施行し、民撰の教科書を之に準據させて、四學年間に凡そ一千二百字ほどを教授する方針の時期であつた。第四期は三十七年から四十三年まであり、國定教科書の制度を創め、漢字を大節減して四學年間に凡そ五百字ほどを教授する方針の時期であつた。第五期は四十三年から昭和年間の初まであり、前期の漢字制限の法令が廢されて、しか

も國定教科書に漢字を節用し、延長された義務教育六學年間に凡そ一千四百字ほどを教授する方針の時期であつた。今や臨時國語調査會において常用漢字一千八百五十八字ほどが選定されて居り、昭和年間における國定教科書の漢字節用の第六期が開かれてゐる。

(三)

さて我が國民一般の常用としての漢字節減に關する調査及び實行の由來は如何であるか。明治三十二年十月帝國教育會に國字改良部が設けられ、その内に漢字節減調査部が置かれた。その調査委員には南摩綱紀・石川倉次・巖谷季雄・三石賤夫らの諸氏が當られ、漢字節減の標準五箇條を立て、約五百字案を選んだ。その五箇條の標準は次の通りである。

一、假名でわかる言葉には漢字を用ひぬこと

(イ) わが國音の動詞・形容詞・助動詞・副詞・感歎詞・後置詞等 (ロ) 固有名詞 (ハ) 普通の外國語

(ニ) その他の當て字

二、字畫が多くてかくに手間どれ覚えるにむづかしい漢字を用ひぬこと

三、字畫が少くても間違ひやすい漢字は用ひぬこと

四、假名でかくよりは便利な漢字は用ひること

五、略字のあるものはすべて略字を用ひること

また改良的特に教育的見地から調査議定して三十四年九月に發表した高等師範學校尋常

小學國語科實施方法要領の中の漢字節減の標準は次の通りである。

一、國語ノ教授ニ關シ假名又ハ漢字ヲ用フルハ品詞ノ種類ニ依リテ區別スルモノトス

(イ)假名ノミヲ用フルモノ

感動詞・後置詞・助動詞・接續詞・國音ノ動詞・形容詞・副詞

(ロ)便宜上漢字又ハ假名ヲ用フルモノ

名詞・代名詞・數詞・字音ヨリ出タル動詞・形容詞・副詞

二、前項ノ外漢字ヲ節減スル場合ニハ成ルベク左ノ標準ニ據ルベシ

(イ)字畫ノ多キモノ

(ロ)字畫ノ誤リ易キモノ

(ハ)漢字ニ依ラズシテ記スヲ便利トスルモノ

(ニ)漢字ニテハ讀ミ誤リ易キモノ

(ホ)同訓ノ文字ノ中應用ノ少キモノ

さて明治三十五年三月文部省に國語調査委員會が設けられて、その七月調査方針を決定し、その中に、目下の急に應せんがために調査する事項の第一として漢字節減を擧げた。

その調査の参考として「漢字要覽」一冊を發表したのであるが、節減漢字の成案を見るに至らないで、大正二年に同會が廢止された。さうして大正十年六月文部省に臨時國語調査會が設けられた。同會は先づ常用漢字を調査し、十二年五月に至つて選定の常用漢字千九百六十二字を可決した。且つ常用漢字の字體整理一名略字調査を行つて、右の常用漢字中の略字百五十二字をも可決して、共に發表した。なほ昭和六年五月に至つて常用漢字の修

常用漢字の
選定とその
使用

正加除を可決し、前に發表したものゝ中より百四十七字を削除して新に四十五字を増加し、差引百〇二字を節減して發表した。同會が常用漢字表の凡例に掲げた四箇條は次の通りである。

一、本表ニナイ漢字ハ假名デ書ク。

二、固有名詞ニハ本表ニナイ文字ヲ用イテモ差支ナシ。タダシ外國(支那ヲ除ク)ノ人名地名ハ假名書トスルコト。

三、代名詞・副詞・接續詞・感動詞・助動詞オヨビ助詞ハナルベク假名デ書ク。

四、外來語ハ假名デ書ク。

臨時國語調査會で選んだ常用漢字を最初に利用したのは、東京や大阪の大新聞社である。例へば「挨拶」「麒麟」「杜鵑」「倫敦」の如き言葉は平易であつても、之を漢字で書くのがむづかしいのは、常用漢字の中に無いから、その代りに之を假名で「あいさつ」「きりん」「ほとゝぎす」「ロンドン」と何の面倒もなく記載するのである。それで便利なモノタイプで活版が手早く組まれるのだ。そして一般の讀物においても平易な漢字に相當多くの假名をませた文章が歓迎されてゐる今日である。舊小説家が好んで書いた「五月蠅い」「不如歸」^(ラン)の如き當て字をするのは、今や時代後れの事となつた。早くから鐵道の驛名には廣く假名がきが行はれて居り、近來は廣告や掲示の文章に假名が益々多く用ひられてゐる

は、時代の趨勢の一面を示すものだ。また臨時國語調査會で査定した常用略字は、これまでの書字において普通に行はれてゐるものであり、のみならず報知新聞の活字には、以前から多くの略字を本位として用ひられて居り、近來は東京築地活版所などにおいて、既に常用略字の字母が造られてゐる。眼の衛生の上からも、書字の經濟の上からも、繁畫の漢字を避けて、明快にして簡捷の略字を用ひるべきである。

(四)

總體の漢字
と實用の漢字

上古から段々と製作されてきた漢字の總數は、まだ明確に計算されてゐない。八萬などといふのは只の想定の概數であり、その中には數多の古字や別體や非常用字を含んでゐる。康熙字典は補遺合計四萬八千六百四十一字、石川鴻齋の日本大玉篇は合計四萬九千四百五十字、それらの中にも數多の古字や別體や非常用字を編入してゐる。その中で實用の漢字はどれほどかと云ふに、現代支那の生命ある漢字を網羅したと云ふジャイルズ氏の漢英辭書の漢字は、合計一萬三千八百四十八字で、その中から略字や珍字を二千九百八十九字取去れば一萬八百五十九字となるのである。なほ同氏はこの辭書の序説に「六千の漢字は、學者においても豊かな資本だ。」と述べてゐる。我が國では漢字五六千種の活字を持てば高等の印刷業が營まれると云ふ。

我が國の日用普通の漢字を網羅したと云ふチエムバレン氏の「文字のしるべ」は、明治三十二年の著書であるが、第一次乃至第三次の日用漢字合計二千三百五十字、之に第四次の漢字一千九百六十一字を加へて合計四千三百十一字を收めてゐる。さうして第四次までを學べば、もはや學者仲間であると述べてゐる。また大正四年發表の杉本京太氏考案の「邦文タイプライター」は、日用文字の能率によつて、一級文字を漢字百五及び平假名と片假名とし、二級文字を漢字六百三十三、三級文字を漢字一千二百六十七及びゴシック片假名とした。その漢字は合計二千五字であり、なほ豫備漢字として八百五十八字を配列してあるから、總計は二千八百六十三字である。

これら以外に、前述の報知新聞の「三千字字引」や中村正直博士の「三千字文」などをも綜合して見るに、我が現代國民の實用漢字の自然の境界は三千字内外を上下してゐるやうである。それで、國字改良における漢字節減と云ふのは、この自然の境界の字數内で行ふ事である。漢字節減は國字改良の消極策であり、最も行はれ易い事のやうではあるが、漢字使用の自由を制限するといふ不都合を免れないものである。かやうに節減法によつて常用漢字を選定し、成るべく假名を利用して漢字制限の缺陷を補助して行くといふ事が、漢字節減主張者が現代の國字改良問題に善處する良策とする所である。漢字節減説は或程度

まで假名説の主張を認容し利用するものだ。

三 假名説 假名専用説

旨 假名説の要

假名説は假名専用説などとも云はれて居り、その要旨は、我が國語の音韻組織は假名風の熟音に富むから假名を利用するのが可い、さうして中古このかた我が國語を書きあらはすのに假名と混用してきた漢字を取去つて假名ばかりとして國字改良を速成するのを良策とすると云ふのである。

(一)

そもそも假名専用の類例は、古く奈良朝の昔から開けてゐる事である。萬葉集などに、その例は一々挙げつくされないほどある。かの梅の花の歌三十二首の如きも、悉く「鳥梅能波奈伊麻佐可利奈理」の例で記してある。さうして假名の文字は奈良朝のころから發生したのだが、平安朝に至つて、和歌や和文を殆ど假名の文字ばかりで書いたものが續々と現れた。しかし漢字と假名とを併用したものがより多く普通に行はれてきた。近世に至つて平民文學の榮えると共に、殆ど假名専用の草双紙や總振假名文の小説などが盛に行はれてきた。

原 假名説の起

また改良意見として、僧文雄は、和字大觀抄の中に假名文の妙徳を説き、分ち書きの必要を説いた。本居宣長も、玉勝間の中に假名文をすゝめ、本多利明も、西域物語や經世祕策の中に、西洋文字の便利を説き、我が國でも假名ばかりで文章を書くやうにすべきだと説いた。かやうな見識を持つた人は、決して二三氏には止らなかつた。

(二)

幕末も明治維新に近き慶應二年十二月、前島來輔（後の名は密）氏は、將軍徳川慶喜公に「漢字御廢止之議」を上書し、國家の大本たる國民教育の普及のため文字文章を平易にする必要上、西洋諸國に音符字を用ひる如く、假名文字で教育を施し、終には日常公私の文にも假名文字を用ひて漢字を廢止されたいといふ意見を建白した。なほ文章には口語文を用ひるのが便利である旨をも、同時に建白した。間もなく大政奉還となつた。

さて明治の大御代となつて、二年四月柳川春三氏は、假名文を用ひて布告書を刊行すべきことを當局に建白し、同年五月前島密氏は、前と同じ趣意の事を集議院に建議し、四年に「かなしんぶん」を發行し、五年に「學制御施行に先だち國字改良相成度卑見内申書」を岩倉右大臣と大木文部卿とに呈上した。そのころ丹羽雄九郎氏は、米國在留大辨務使森有禮氏と國字改良論を戰はせて假名説を主張した。七年に清水卯三郎氏は、明六雜誌に「平

假名の説」を掲げて平假名國字論を主張し、「ものわりのはしご」と題する化學書を發行して實例を示した。十四年十二月に植物學者伊藤圭介氏は、東京學士會院雜誌に假名専用の便利を說いた。斯様にして假名説の主張が段々世の中に弘まつてきた。

(三)

つひに團體的行動の時が來つた。即ち、明治十三四年のころから假名説主張の團體組織の相談が始つて、十五年に吉原正俊・高崎正風・有島猛・西徳二郎・丸山作樂・近藤眞琴・物集高見・大槻文彦らの諸氏は「かなのとも」を起し、肥田濱五郎・丹羽雄九郎・後藤牧太・三宅米吉・小西信八・辻敬之らの諸氏は「いろはくわい」を起し、波多野承五郎・本山彦一・渡邊治・高橋義雄・伊藤欽亮らの諸氏は「いろはぶんくわい」を起した。何れも假名説を主張したが、綴り方において「かなのとも」は從來の假名遣に依る方針を取り、他の二團體は新に發音的假名遣を立て、進む方針を取つた。翌十六年これらの三團體は大同團結して、七月一日「かなのくわい」を組織し、次の通り「月雪花」の三部に内わけをした。

つきのぶ（元の「かなのとも」の系統）

ゆきのぶ（元の「いろはくわい」と「いろはぶんくわい」との系統）

はなのぶ（右の二部に屬しない少數者の部）

「かなのくわい」の規則には、「はなのぶは五十音の原を正しくし、假名文字の數を増さうとする」とあるが、他の二部に對する中立と調停のため、肥田濱五郎氏らの設けたものだと聞いた。翌十七年七月に三部が廢されて一度合同して見たけれども、假名遣の方針がどうしても一致しないので、十八年七月また、

もとのとも（元の「つきのぶ」の系統）

かきかたかいりようぶ（元の「ゆきのぶ」の系統）

の二つに分れて明治二十四年ごろに及んだ。「かなのくわい」は本部を東京に置き、支部を地方の三十餘箇所に置いた。本部直屬の會員は十八年七月には三千三百十人、二十一年末には五千九人、支部會員などを合はせて總計一萬以上にのぼつた。機關雑誌としては、「かなのも」と「系統」のものに、「かなのみちびき」「かなしんぶん」「かなのてかどみ」などがあり、「ゆきのぶ」系統のものに、「かなまなび」「かなざつし」などがあり、二系統合同期のものに、「かなのしるべ」があつた。その外に會から多くの單行本を發行して、假名説及び假名文を弘めることに努めた。「かなのくわい」の大勢は、平假名と片假名とを併用し、字體を選定して各一種とし、縱行にして詞を分ち書きとする意向であつた。

「かなのくわい」の時代から、我が國の諸新聞や通俗讀物が、大概は總振假名文となり、

小學校の國語の初步教授に、假名文が分ち書きとして用ひられるやうになつた。これはこの會の大いなる影響と謂ふべきである。なほ「ゆきのぶ」系統の人は、口語文の開拓にも努め、その影響も著しかつた。

(四)

さて明治三十二年十月に帝國教育會に國文改良部が設けられ、前島密氏が部長となり、調査部には大槻文彦・後藤牧太・小西信八・那珂通世・三宅米吉・岡田正美の六氏が幹事となり、その假名倉次・三石賤夫・石原和三郎・菅原通・田中秀穂・山本策平・中村一義らの諸氏が委員となつた。假名調査の結果は、片假名と平假名とを併用し、字體を改めないで、兩假名共に各一種を選び、縱行で詞を分ち書きにすることを議定した。

三十三年八月に文部省は小學校令施行規則を改め、その第一號表において片假名並に平假名の字體を各一種と定めて變體假名を淘汰したことは、國民教育を始として、活版業そのほか國民全般に大いなる便利を與へた。これについては、時の普通學務局長澤柳政太郎氏の名を特筆すべきである。

三十四年四月文部省に國語調査委員が設けられ、翌年三月改めて國語調査委員會が設け

られて大正二年に至つた。同會は三十五年七月に調査方針を公にして、その第一條に「文字ハ音韻文字ヲ採用スルコトトシ假名羅馬字等ノ損失ヲ調査スルコト」とし、假名について、假名字體及び假名遣を調査し、片假名・平假名の優劣に關する實驗心理學的調査を行つた。この會の事は又後に述べよう。

(五)

假名の字體及び字行などについては、「かなのくわい」このかた研究調査が積まれてゐる。假名改良の諸案

字體に、兩假名の併用説のほか、片假名の單用説もあり、修正説もあり、字行に、縱書説

のほか、横書説もあり、詞の分ち書きの方法に、異説もある。その諸説は皆その後の論者に繼續されてゐる。次にその代表的の實例を擧げて見よう。

明治二十八年五月「教育時論」に載せた木村鷹太郎氏の「日本文字改良案」は、字體は

片假名を基として改修を加へ、横書にしてローマ字風を加味するものである。

同年十一月發行された菅沼岩藏氏著「文字文章改良論」の案は、字體は片假名に十餘の平假名を混用して改修を加へ、横書にしてローマ字風を加味する。但し、その書記體は新字として見るべき程度に改作されてゐる。

明治四十年ごろから山下芳太郎氏の唱へた「ヨコガキカタカナ」の國字説では、字體は

片假名に改修を加へて横書とする。その書記體としては別體を用ひない。

大正の初年から唱へられた高尾謙一氏の「ニホンジ」の案は、字體は片假名に改修を加へて横書とし、その書記體は直立の活字體を傾斜にするものである。

大正九年から唱へられた中村春二氏の「かながきひろめかい」の雑誌「つばみ」などの書き方は、平假名の縦書とし、しかも字體を扁平にして字行の延びないやうにし、長音字としては文字化した縦棒を用ひるものである。

その他の案はこゝに略する。なほ、大正十二年山下芳太郎氏歿後の遺業である「カナモジカイ」は、星野行則・稻垣伊之助らの諸氏によつて繼承され、月刊雑誌「カナノヒカリ」その他の單行本を發行し、宣傳と講演を行ひ、本部を大阪に、支部を所々に置いてゐる。

そのほか、假名文字に基づくとはいへ、その改變が甚だしいので、新字として學ぶべきもの、例へば小森徳之氏案の横書假名の如きは後に新字説の章において説きたいと思ふ。

四 ローマ字説

假名説について起つたローマ字説は、ローマ字を國字とする主張である。この主張の要旨は、大いに實用的であり學理的であり世界的勢力を有する所の單音文字を用ひて我が國語

を發達させ、且つ國語の上に横たはる從來の文字の障壁を撤去し、以て國語の通用に便にし國語の勢力を擴張することにある。なほ、ローマ字を國字改良の目的としてでは無く、もはや現今では我が國民の須知の文字の一種として、漢字並に假名と共に之を國民教育の國語科において教授すべきだと之の公論がある。

(一)

ローマ字の
傳來

我が國に西洋人の渡來したのは、天文年中即ち西暦十六世紀の中ごろであり、それについてローマ字が傳來した。それから四十餘年を経て文祿・慶長のころには、キリスト教書や日本の文學書や語學書のローマ字本が出版された。三代將軍が寛永年間に鎖國政策を行つてからは、洋學洋書をも禁じた。八代將軍は國益を興すために蘭學を許し、それからは醫學や博物の蘭書が譯されるやうになつた。これより先に六代將軍の時、新井白石は西洋人から聞きたゞして西洋紀聞などを著し、洋字の簡便に比べて漢字の繁雜をなげいて、前者は僅かに二十餘字で一切の語音を貫くのに、後者は字數が非常に多くて猶は盡くさぬ所があり、徒に心力を費すのみだと述べた。後に至つて、蘭學者の桂川甫榮や本多利明や大槻磐水や高井蘭山や大庭雪齋の如き、國學者の賀茂眞淵の如きは、洋字の便利を認めた。けれども鎖國時代であつたから、洋字採用を公然と唱へる人とは無かつた。

(二)

さて明治維新、開國進取の大御代となり、二年五月土佐の南部義籌氏は大學頭（文部大臣に當る）山内豊信（容堂）侯に漢文で書いた「修國語論」を建白し、洋字を採用して國字と國語の獨立とその發達とを圖るべき事を陳述した。四年八月再び「修國語論」を、五年四月更に「文字ヲ改換スルノ議」を文部卿に建白した。そのころ米國在留大辨務使森有禮氏（後に子爵）は、國語一變英語採用説を考へて、歐米の知名の言語學者に教を乞うた。すると五年六月米國のホイットネー氏（W. D. Whitney）はこれに答へて、國語一變を非として自國語の尊重すべきを説き、たゞ最も大切な改良と考へられるのは、ローマ字を用ひて日本國民の實用のために表音法で日本語を書く事だと諭した。その時ロンドンに居た馬場辰猪氏も國語一變説を著書の中で非難した。又そのころ岩倉大使の一行が歐米を巡歷した時に、一行中の參議木戸孝允卿は、豫ての意見を西洋の學者と相語つてローマ字説を可とした。六年五月西周氏は「洋字ヲ以テ國語ヲ書スルノ論」を明六雜誌第一號に載せて、ローマ字を國字とする十利三害を擧げた。八年六月黒川眞賴氏も「言語文字改革ノ説ノ辯」を洋々社談第二號に載せて、國語を變革することは非であるけれども、文字は漢字でもローマ字でも便利な方を用ひるのが可いと述べた。

廣島師範學校長久保田讓氏（後に男爵）が小學校の下級からローマ字の読み書きを教授すべきことを文部省に建議したのは、七年九月であるが九年六月文部省は羅馬字の掛圖を發行した。十五年四、五月に矢田部良吉氏は「羅馬字ヲ以テ日本語ヲ綴ルノ説」を東洋學藝雜誌第七・八號に載せ、全國の小學校にローマ字の用法を三四箇月教授するの新制を設ける必要を論じた。同年七月イギリス人イービー氏（C. S. Eby）も六合雜誌第廿五號において、日本國民の發達のためにローマ字を採用すべき説を載せた。十七年四月三宅雄二郎氏（雪嶺）は東洋學藝雜誌第卅一號に持論を載せ、結局はローマ字説を取るのであるが、早速には行ひ難いから、姑く漢字假名併用説に従ふのだと述べた。同年七月外山正一氏は東洋學藝雜誌第卅四號に「羅馬字ヲ主張スル者ニ告グ」と題して羅馬字會を起すべきことを唱へたのである。

(三)

このやうに段々ローマ字説の思潮が高まつて來たので、十七年十二月二日に同志七十餘名が東京において相集つて羅馬字會の發起會を開き、翌年一月十七日に創立會を開き、ローマ字を國字とすることを目的とし、左の十五氏を會の事務委員に選んだ。

チャムバレン (R. H. Chamberlain)

後藤牧太 岩山和夫

穂積陳重

増島六一郎 箕作住吉

櫻井錠二 高松

豐吉 テヒヨー(Th. Techow) 寺尾壽 外山正一 山川健次郎 矢田部良吉

羅馬字會の興起は、我が國のローマ字史に一大時期を劃したものである。これまでの日本語のローマ字綴りには、ヘボン式が有力であつた。この式は、日本語に通じた米國人ヘボン氏 (J. C. Hepburn) が慶應三年このかた發行してゐた「和美語林集成」といふ和英辭書の日本語ローマ字綴りに由つて世に知られてゐた。もつともヘボン氏は、以前から行はれてゐたローマ字綴りを或程度まで整理して、この辭書を編纂したのだが、まだ假名書きに拘泥した所が多かつた。それ故に羅馬字會は、更に日本語に適當したローマ字綴り方を調査制定する必要を認め、十八年一月書方取調委員四十人を選び、その中から委員長に外山正一氏、副委員長に寺尾壽氏、原案起草委員に六人を選び、原案を作製してから、委員會を五回開いて審議決定し、同年四月發表したのが、「羅馬字にて日本語の書き方」と題する小冊子である。以前のヘボン式と此の羅馬字會式とは區別すべきものである。羅馬字會式の要領は、

- 一、假名書きに據らないで發音に従ふこと
- 二、普通教育を受けた東京人の間に行はれる發音を標準とすること
- 三、子音(コンソナンント)の字は英語に通常用ひる音を取り、母音の字は伊太利語や獨逸語又はラテン語に用ひる音を取ること

「羅馬字にて日本語の書き方」は、國內には無論の事、また之を英譯にして諸外國にも弘められた。同年十二月發行、市川義夫氏編「英和和英辭彙」はこの式を用ひ、翌年發行、ヘボン氏編「和英英和辭書」の改訂第三版もまた前の式を棄てゝ全く羅馬字會式に改めた。これはヘボン氏の賢明な改訂であり、ヘボン氏の辭書にも用ひられたので、羅馬字會式がヘボン式ともへ稱へられてゐる次第である。世には羅馬字會式の成立の由來を知らないで、これをヘボン式と呼ぶ者もあるのである。羅馬字會は十八年六月に月刊の機關雑誌として *Rōmaji Zasshi* を創刊し、その後ローマ字の學習書などを發行した。羅馬字會は明治二十年前後が隆盛で、同年三月には東京の本部の外、地方に二十九箇所の研究會または講習會が出來、會員は總計六千八百七十六人に達した。この會は國字問題の大局から「かなのくわい」と相扶けて進まうとした。しかし兩會共に短い年月の間には大目的が果されないで、會は衰へ、明治廿五年に至り機關雑誌をも廢刊した。羅馬字會の功績は、國語のローマ字書きを弘め、羅馬字會式を我が國の官民と内外とを通じて最も普通のものとした事である。なほ田中館愛橋氏らは、サ行タ行等の子音字を劃一に綴るのを國語に適するとしてローマ字新誌社を起し、十九年五月から一年ほど月刊の *Rōmazi Sinsai* を發行した。

國字問題は明治二十年代の中頃から一時聲をしづめたが、三十年前後に復た起り、ローマ字説の聲頗る高く、朝比奈知泉・徳富猪一郎・上田萬年らの諸氏の論説が出た。帝國教育會では三十二年十月に國字改良部を設け、その内に羅馬字調査部委員八名を擧げた。文部省でも羅馬字書方調査委員十一名を擧げ、その調査報告を三十三年十一月五日の官報を以て發表した。それは大體において發音主義ではあるが、羅馬字會式即ち普通の綴り方とちがふ所が若干あるので、内外國人から非難が大いに起つた。遞信省は三十三年省令第四十六號を以てローマ字を國語の電報文字として公認した。また文部省で三十五年四月設けられた國語調査委員會では、その七月發表した調査方針の第一に、「文字ハ音韻文字ヲ採用スルコト、シ假名、羅馬字等ノ得失ヲ調査スルコト」と決定した。この文字調査は、それまで世に發案されてゐる幾多の新字をも併せて調査するの餘地を置いて「等」の字を附けたのだが、主としては假名とローマ字との得失を比較調査する方針を意味したのであることは、無論である。

(五)

明治三十八年以後のローマ字運動は、おもに「ローマ字ひろめ會」を中心として行はれてきた。それから今まで廿八年間の事歴は頗る長いのだから、今はそのあらましを記すに

止める。この會の創立は三十八年十月で、その機關雑誌 *Rōnaji* を創刊したのは、同月十五日である。會員を三種とし、その中堅を維持會員とする。その創立から大正の初年までを會の初期とする。初期の維持會員三百餘人の中には、江原素六・藤岡勝二・子爵福岡秀猪・後藤牧太・伯爵林董・平井金三・巖谷季雄・鎌田榮吉・嘉納治五郎・男爵神田乃武・川副嘉一郎・小西信八・男爵前島密・丸山通一・松本君平・三土忠造・男爵森村市左衛門・向軍治・中川謙二郎・南條文雄・成瀬隆藏・根本正・新渡戸稻造・大橋新太郎・岡田良平・男爵大藏平三・男爵阪谷芳郎・櫻井義肇・櫻井錠二・櫻根孝之進・澤柳政太郎・新村出・白鳥庫吉・高楠順次郎・高田早苗・田丸卓郎・田中館愛橋・高島圓・上田萬年・内田定槌・子爵渡邊國武・渡部董之介・山口銳之助・山縣五十雄・山本有成・男爵山川健次郎・伯爵柳澤保恵・頭本元貞らの諸氏が見えるのである。

創立の翌年十二月から時の首相西園寺公望公が會頭に推された。なほ東京の本部の外に大阪・仙臺・京都その他の地方に支部を設け、講演會や講習會を開き、通俗のローマ字本を發行し、五十餘名の評議員を置き、また綴り方の取調委員を置きなどした。大正二年に副會頭林董伯薨じ、その後に鎌田榮吉氏副會頭に推され、そのほか會内に幾多の變遷があり、昭和二年十月西園寺公高齡を以て會頭を辭し、鎌田副會頭が會頭に推され、その後に嘉納

治五郎・公爵近衛文麿・新渡戸稻造・男爵阪谷芳郎・櫻井錠二・内田定植・土田萬年の諸氏がその顧問となり、なほ前から設けてゐた常務評議員を増員して藤岡勝二・子爵福岡秀猪・後藤牧太・前田武四郎・正木義太・櫻根孝之進・山口銳之助の諸氏がこれに當つた。

「ローマ字ひろめ會」は「日本語をローマ字で書くことを擴める」のを目的としてゐる。その綴り方は、初期に取調委員十人を置いて之を研究したが、大勢は羅馬字會式に若干の修正を加へるのを至當とし、四十一年に評議員會及び總會が之を是認決定したのが、即ち標準式と呼ばれる所のものである。この會の「標準ローマ字綴りの主張」に之を説明してある。

(六)

ローマ字綴りについて謂はゆる日本式を主張する田中館愛橋・田丸卓郎らの諸氏は、四十一年七月東京に「日本のローマ字社」を設け、翌年六月から Rōmazi Shinbun 第一號を發行し、四十四年七月から之を Rōmazi Sekai と改題した。その綴り方は、日本式と呼ばれ、前の羅馬字新誌社の系統を引き、音圖の割一を重んじ歴史的假名遣を加味するものである。

田丸卓郎氏の「羅馬字文の書き方」に之を説明してある。大正四年五月「日本のローマ字社」を財團法人に改め、ローマ字に關する出版その他の事業を營み、田中館愛橋・芳賀矢一・子

爵大河内正敏・田丸卓郎の諸氏その理事となつた。さうして日本式ローマ字を國字とする目的の講演・講習・寄合は、別に設けた「日本ローマ字會」で行ふこととし、田中館愛橋氏その會長となり、田丸卓郎氏その副會長となり、土岐善磨・福永恭助・寺田寅彦・佐伯功介・椎尾齊・菊澤季生らの諸氏が之を助け、地方に支部を設けてゐる。

帝國ローマ
字クラブ、
その他

また大正十年五月大阪に財團法人「帝國ローマ字クラブ」が出來て、標準式によるローマ字ひろめを目的とし、櫻根孝之進氏その頭領となり、加茂正一氏その理事となり、間宮不二雄・高鳥直一らの諸氏これを助け、連年「夏のローマ字學校」を開設して大阪の小學生らにローマ字を教へ、「われらの主張」叢書やローマ字本を發行してゐる。

また大正十三年十月嘉納治五郎氏會長となり、奥中孝三氏主事となつて、四箇月一期のローマ字講習會を開き講習錄を發行した。昭和三年一月「ローマ字ひろめ會」廣島支部幹事正木義太氏、月刊のローマ字新聞 *Sakigake* を創刊し、同年四月宮崎靜二氏主事となつて東京に「ローマ字同志社」を起し、月刊のローマ字雑誌 *Rōmaji Dōshi* を創刊して、ローマ字をひろめてゐる。何れも標準式に據つてゐる。

(七)

必要と見ないで、單に我が國の日用文字の一種として見る場合にも、必ずローマ字をも國民教育に課すべきだと公論がある。「ローマひろめ會」は、三十九年十一月文部大臣に、小學校でローマ字を課すべき旨を建白し、また四十年二月と四十二年三月との兩度、同様の請願をして衆議院に採納された。衆議院は議員根本正・松本君平二氏の同趣旨提案の通過によつて、之を政府に建議した。大正三年櫻根孝之進博士外百二十二名、同じ請願を貴衆兩院に提出した。なほ明治四十年五月津市で開いた全國聯合教育會も、小學校でローマ字を課すべき事を可決して之を文部大臣に建議した。大正十年大審院は、かねて上告中の北海道旭川區選出衆議院議員大久保虎吉氏にローマ字投票の有效を申渡した。十三年五月衆議院議員の總選舉に際し、内務大臣はローマ字投票の有效事を告示した。十五年十二月「ローマ字ひろめ會」は鐵道驛名の從來のローマ字綴り方が適當且便利である事を鐵道大臣に建白した。これは、その綴りが異式に書きかへられるかも知れぬとの風説が有つたからである。また或官省において從來に異なる式のローマ字綴りを用ひる事につき、昭和二年七月嘉納治五郎氏その外朝野の二十七名士は、從來のローマ字綴りを妄に變更してはならぬ事、もし變更を加へようとする場合には、權威あるローマ字調査會を設けて、審議の後に可否を決定すべき事を政府の各大臣に建白した。五年十二月勅令を以て文部省

にローマ字調査會が設けられ、文部大臣田中隆三氏その會長となり、朝野の人々から三十人ほどの委員が任命された。これは主として標準式と他の式との利害得失を調査するために設けられたのであると云ふ。その後數回その委員會が開かれ、今は調査の中途である。ローマ字綴りについては、なほ後に述べよう。

五 新 字 説

新字説の要旨

漢字よりは無論のこと、假名文字よりもローマ字よりも便利な理想的の新字を作つて、我が國字としたいと云ふのが、新字説（一名新國字説）の主張である。新字と云つても、漠然としてゐるが、これは種々の新案の文字を總括する名稱となつてゐる。その中には假名文字から案出した新字もあるが、それは特に學習を要する程度の新案の文字をいふのである。特に學習しないでも假名文字として読み得る程度の改修を加へたものは、假名説の文字と認めるべきである。新案の文字の發表されたものは數多あるが、國字の候補者として勢力を得るに至つたものは、まだ見られない。以下に諸種の新字説の中から幾種かを擧げて之を略述しよう。

(一)

その一は「神代文字説」である。明治十八年平岩恒保氏は、六合雑誌第五十、五十一號に「日本文字の論」と題し、神代文字を修正して十九字とし、之を用ひて國語を記すと、假名よりも簡便だと說いた。謂はゆる神代文字の眞否は別問題とし、その組織は朝鮮の諺文^{ウン}と同類のものであるから、この説は、一種のアルファベット説である。

その二は「日本新字説」である。明治二十九年小島一騰氏は、「日本新字獨修書」を發行し、日本新字は二十八字にして凡そ一千の音聲を表はし得る至極簡便な新字だと說いた。この新字は、單音文字の組織に、漢字の諺聲の如く事物の類屬を示す所の表意的要素を加へたものである。その翌年田中秀穂氏著「新式發明日本字」に説く文字も、「日本新字」に類似した所があり、假名的要素と漢字的要素とを併用して仕組むものである。

その三は「速記字説」である。明治三十三年發行の「國字改良意見」といふ論集の中に井上哲次郎博士述「速記字説」を載せてある。その説は、平假名に據つて一層便利な文字の製作を望み、それが出來ない場合には、速記字の使用を勧めるけれども、今の速記字は餘りに突出した線が長くて美觀に乏しいから、之を改良するなら普通用の文字と成し得て、ローマ字などよりも便利だらうと述べてある。

その四は「明盲共通字説」である。明治三十三年石川倉次氏發表の「明盲共通字」が、

教育公報第二百卅八號に載つてゐる。この文字は、フランス人ブレーユ氏の訓盲字に據つて作つた「日本訓盲字」から考へたものである。「日本訓盲字」は六點を基本として父音と母音とを組合せて觸覺に訴へる所の表音文字だが、「明盲共通字」は訓盲字の點と點とをつなないだ線として視覺に訴へる所の新字である。

その五は「日本新國字説」である。明治三十三年の教育公報第廿四號に、ドイツ人グルストベルガー氏考案の「日本新國字」が載つてゐる。この新字は、母音字五と父音字十四とから成立ち、平假名の組織に基づき之を解剖して作つたもので、アルファベット的だから學び易く、之をシラブルとしても煩しくは無い所のものである。

その六は「視話文字説」である。明治三十四年に伊澤修二氏著「視話法」が發行され、「視話文字」が發表された。この文字は、米國人マルヴィル・ベル氏の發明に據り、これを日本語に適用して作つた所の表音文字である。「視話文字」は、言葉をあらはすために作つた符號や文字の中で、最も理にかなひ、最も正確に發音を表はし、最も理解し易く學び易いもので、實に萬國普通文字の名にそむかないと説かれてゐる。これも一種の新字説として挙げられるのだ。

その七は「自由假名説」である。明治三十五年十一月十六日の讀賣新聞は、小森徳之氏

新案の「自由假名」を載せた。この文字は、片假名を基本として改作し、横書としてローマ字風の書體にならつたもので、これを綴れば、横行の上下に凹凸が出来て、片假名の便利とローマ字風の書方の便利とを兼ね併せるものだと説かれてゐる。

(二)

なほ幾多の新字説が現れてゐるが、要するに、右の諸例の如き種類に屬するものであるから之を略して、凡そ具體的に新字説が如何なるものであるかを示すまでにとどめておく。新字説大體の標準としては、前に帝國教育會の國字改良部の新字調査部において、十數種の新字に就いて調査した所の標準十箇條がある。それは、左の通りである。

- 一、日本語の發音を寫し得る事。
- 二、速く書き得る事。
- 三、読み易い事。
- 四、覚え易い事。
- 五、大小自在に書き得る事。
- 六、印刷に便利である事。
- 七、タイプライターに適する事。
- 八、字體の美しい事。
- 九、短く記し得る事。
- 十、字體は一種であるべき事。

右の十標準を具體化した代表的新字の一種として、新字調査部は速記字を擧げてゐる。そこで國字問題における新字説の價值はどうか。太陽第六卷第六號に三宅雪嶺氏は、「新字説と云つた所で、畢竟出來難い事である。世界第一の完全なる文字を造るのならば宜しいが、斯様なことは、到底望むべからずである。また日本だけの文字として新文字を拵へて威張つた所で、つまらない。」と評した。新字説の發案者の中にも、新字を作つて之を世

に行ふことは、難事中の難事だと云つた人がある。しかしながら假に新字説の目的が畫餅に終るとした所で、新字説が國字問題に與へる間接の利益を認めねばならぬ。それは、現在までに世界の中に發達して來た諸種の文字の外に、更に理想的の文字が出來得るか否かを考へて、出來難い事がわかれれば國字問題解決の上に頗る有力で有益な事實を提供することになる。さうして新字説は、假名字よりもローマ字よりも便利な最良の文字を作製して之を實用に供へたいと云ふのだから、假名説やローマ字説の方では、新字説の精神を察知し、その所説を参考し、成るだけ自説の文字を善用し得る方法を考へるべきである。新字説が國字問題における貢献は、恰も鍊金術が化學を發達させたやうなものだと謂つて可からう。

六 假名遣問題

義 假名遣の名

假名遣問題は、國字問題にも關聯して、明治の初期から問題となつてゐる。これは、假名を用ひて國語を書き表はす方法を如何にすべきかといふ問題である。さうして昔の發音に據つて記すのを歴史的假名遣または古典的假名遣または語原的假名遣あるひは舊假名遣などといひ、今の發音に據つて記すのを發音的假名遣または表音的假名遣あるひは新假名

遣などといふ。また國語の要素の分類により、固有の國語の記し方を國語假名遣といひ、漢字音の系統の語の記し方を字音假名遣といひ、西洋語その他近時の外來語の記し方を外國語假名遣といふ。國語假名遣の問題は、遠く鎌倉時代の前後から起つたのである。

(一)

古代にさかのばれば、發音的假名遣が有るばかりだ。即ち、奈良朝前後に於いて漢字を假借して國語の音を綴つた頃から、平安朝の前期にこれを假名の文字で綴つた頃には、すべて發音的假名遣で有つて、後世に謂はゆる歴史的假名遣は無かつた。平安朝の中頃から國語の音が著しく以前のと差異を生じてきて、謂はゆる音便の假名遣を生じ、且つ波行などの假名に歴史的假名遣が出來て、和行などの假名との混亂を起すに至つた。その混亂が鎌倉時代には益々甚だしくなり、これを整へるために「定家假名遣」と呼ばれるものが出来た。「定家假名遣」は、王朝の歴史的假名遣とは趣を異にした所があつて、語音の輕重などといふ事で獨斷的に假名遣を定めた所がある。しかしながら歌學の開山が校閲したものと云ふので、和歌や連歌や俳諧や文章において、定家假名遣が準據となり、江戸時代まで勢力を持つてゐた。

しかるに僧契沖が「定家假名遣」の非を看破して、元祿六年に和字正濫抄を著し、王朝

の昔の正しい用ひ方を例證して、假名遣の復古を唱へた。その後に楫取魚彦の古言梯や本居宣長の字音假字用格や太田全齋の漢吳音圖などが著されて、歴史的假名遣が整理された。しかし根據の明かでない疑問假名遣は、少からず残されてゐる。また外國語特に西洋語が傳來したのを、新井白石が「アーケン」「ウエネン」など、青木昆陽が「カナリー」「ウエスト」など、桂川甫周が「ビートル」「ネーデルラント」などと書いたやうに、一般にその假名遣が發音的であるのは、當然である。

(二)

明治維新後に、政府は教育や法制などに、すべて古典的の國語假名遣並に字音假名遣及び發音的の外國語假名遣を採用した。契沖以後の古學者が古典的の假名遣の研究に盡くした功績は、大いに尊敬せねばならぬけれども、眞に古典的の假名遣の精神を發揮するためには、古代になづまず、現代は現代の發音的假名遣を定めて、之を用ひるのが適當であると云ふ論議が、明治十年代から起つてきただ。

明治五年國民教育の基が定まり、その後に教授用の單語圖や連語圖や讀本などが、歴史的假名遣を用ひて文部省から發行された。所で、同十一年の頃千葉縣師範學校長那珂通世氏は、國語の學習を平易にするため、同校において國語の改良を企て、動詞の語尾の外の

假名遣は、之を發音的に改めて教授することを試み、假名遣改良の思潮を起した。同十四五年に至つて假名説の二三の團體運動が起り、十六年七月その大同團結をしたのが「かなのかのくわい」である。この會は、主として假名遣に對する主義に由つて、月雪花の三部に分れた。即ち月の部は、舊假名遣を保持する派、雪の部は、新假名遣を主張する派で、會内の二大派であり、花の部は、五十音の源を正し假名の字數を増さうと云ふ一派であつた。十七年七月に月雪花の三部は合併したが、一年の後に二つに分裂して、舊假名遣派の「もとのとも」と新假名遣派の「かきかたかいりようぶ」となり、後者の方には丹羽雄九郎・後藤牧太・名兒耶六都・小西信八・辻敬之・武居保・岡村增太郎・三宅米吉・曾我秀三郎らの諸氏が事に當つた。二十一年末の統計に據れば、「もとのとも」の會員一千九百五十四人、「かきかたかいりようぶ」の會員一千三百五十六人であり、十七年の統計にくらべて、著しく新假名遣派の會員が増してゐた。その頃世に出た假名遣改良論の中で、「かなのかのくわい」などに掲げた三宅米吉・小西信八らの諸氏の所論や、末松謙澄氏著「日本文章論」の中の所論の如きは、出色である。

「かなのかのくわい」は明治二十年代の中頃に衰微したけれども、その主張は、深く後々に影響してゐる。二十六年前後に特に國語教育の振興に努めた井上毅文相の「梧陰存稿」にも、

字音假名遣の不必要を説いてある。二十八年上田萬年氏は「歐洲諸國に於ける綴方改良論」を太陽第七號に説いて、我が國の假名遣問題を刺戟した。三十年代に至つては、國民教育の諸方面に假名遣改良の思潮が高まつて、文政の當局者を動かすに至つた。

(三)

字音假名遣
の改定實施

山縣内閣の樺山文部大臣の下に澤柳普通學務局長の時、三十三年八月二十日文部省令を以て小學校令施行規則が改められ、その第十六條に、字音假名遣は第二號の規定に據ると定められた。そこで、これまでの小學校の教科書は、翌年三月までに改められて、發音的字音假名遣が小學校で用ひられた。その目立つ所は、字音の長音を書くのに「こー」「きゅー」の如く長音符ーを用ひ、拗音の假名の「や」「ゆ」「よ」を「きゃ」「きゅ」「きょ」の如く右によせて小さく書き、「ゐ」「ゑ」「を」「ぢ」「づ」を「い」「え」「お」「じ」「ず」に合併した事であつた。この改定には賛否兩論があり、賛成論中にも、改定の精神に賛同して、改定の方法には不備を認めた者がある。即ち、字音假名遣と國語假名遣との關係、長音符を用ひる事などに就いてである。それで假名遣問題が教育方面を始としてやかましくなつた。

高等師範學校（東京）においては教授上調査の必要を生じ、校長伊澤修二氏校内の教官に調査を命じ、その結果として三十四年三月、同校尋常小學校國語科實施方法要領を發表し、

その中に、

「第二號表ノ假名遣ハ近易ナル普通文(語言葉)ニオイテハ字音ノ言葉ノミナラズ國音ノ言

葉ニモ適用スルモノトス」

「文章體及ビ日用書類ニ於ケル國音ノ假名遣法ハ從來ノ慣例ニヨルモノトス」

として新舊假名遣の調和を圖つた。この前條は適當の處置で有つたけれども、後條は二重の負擔となるので、工合よくは無かつた。

(四)

假名遣改定
の諮問

小學校における字音假名遣だけを改めた事に對して、世論がやかましいのを捨ておき難いので、三十八年に桂内閣の時、文部省は國語假名遣改定案と第二號表の字音假名遣改修案を作り、久保田文相から高等教育會議や國語調査委員會や帝國教育會や全國の師範學校に之を諮問した。その本案は、字音假名遣と共に國語假名遣を改め、これを口語にも文語にも適用するものとし、大體は發音的で、長音には長音符を用ひるけれども、用言の語尾には之を用ひないで「う」を用ひるとしてあつた。なほ本案に添へた別案は、本案にくらべて見ると保守的な所があつた。

文部省の諮問に對して、府縣師範學校六十校からの答申の大要は、本案に賛成のもの二十四校、別案に賛成のもの二十四校、改定の再調を望むものの四校、改定延期を望むもの三

校、改定を不可とするもの二校、等で有つた。帝國教育會は、用言の語尾にも長音符を用ひ、改定假名遣は口語に適用するのを本則とし、文語の作文にも許容することに修正して賛成した。國語調査委員會は、長音表記に「あ」「い」「う」の三種を用ひ、拗音表記の「や」「ゆ」「よ」も促音表記の「つ」も小さく書きわけず、「ゆー」「きゅー」等の表記に「いう」「きう」等を用ひ、助詞の「は」「へ」「を」を保存する事等の保守的修正を加へ、改定假名遣は口語だけに適用する事として賛成した。高等教育會議は、なほ當局の慎重な研究を要するとして決議を延期した。この際に改進と保守との論争が盛に行はれた。中にも上田萬年博士對伊澤修二氏の論争は、最も世人から注目された。

(五)

翌三十九年内閣がかはり、西園寺内閣の牧野文相は、國語調査委員會の答申を原案として高等教育會議に諮問し、同會議はこの案に賛成した。しかし保守の意見の反対があつたので、四十一年五月勅令を以て文部省に臨時假名遣調査委員會が設けられ、牧野文相は新に假名遣改定案を立てゝ之を諮問した。

本案は字音假名遣の方は大體發音的であり、「キ」「エ」「ヲ」を「イ」「エ」「オ」に改め、長音を「オウ」「コウ」「ユウ」の例に、ウ列拗音の長音を「キウ」「シウ」の例に改め、國

語假名遣の方は、語尾活用と助詞との舊假名遣を保存して、その他は、字音と等しく凡そ發音的に改めるものであつた。さうして本案の理由書の中に、

何レノ階級ノ教育ニ於テモ舊假名遣ヲ守株シ又ハ新假名遣ヲ強制スルコトナク新舊並行セシメ自然ノ淘汰ニ一任スルヲ可トス依テ本案ノ假名遣ハ義ニ定メタル文法上許容スヘキ事項ト均シク諸教科書ノ検定又ハ編纂ノ場合ニ關シ廣ク之ヲ應用セントス

と述べ、新假名遣の許容といふことで假名遣問題を解決したいといふ意向を示した。同會は五回の會議を開き、意見を述べた委員の中で、大槻文彦・芳賀矢一・矢野文雄・伊知地彥次郎らの諸氏は改定に賛成の意を示し、森林太郎・藤岡好古・曾我祐準・伊澤修二らの諸氏は之に不賛成の意を示した。

(六)

右の假名遣改定案が審議調査を遂げられないうちに、四十一年七月内閣がかはり、第二次桂内閣の小松原文相は、九月七日に文部省令を以て小學校令施行規則の第二號表等を削除した。さうして十二月十二日に臨時假名遣調査委員會は、目的の調査を遂げるに至らな

いで廢止された。既に八箇年にわたつて實施された第二號表が、よし缺點があるにもせよ、それが改修の舉に出られないで、俄かに廢止されたのだから、教育の方面を始め世論が盛に起つた。文部省は第二號表廢止の時に、「假名遣ハ時勢ノ進歩ニ伴ヒ整理ヲスベキコト勿

論ナリ」「尙益々慎重ナル研究ヲ積ミ以テ其ノ目的ヲ達セント期ス」と訓令したが、又さらに訓令して、「字音假名遣ノ爲メ徒ニ國語ノ學習ヲ難澁ニシ兒童ノ心身ヲ過勞セシムルガ如キハ務メテ之ヲ避ケザルベカフザルヲ以テ繩墨ニ拘泥スルヲ要セズ便宜從前ノ假名遣ヲ許容スル等取捨其ノ宜シキニ從ヒ適宜ノ教授ヲ施サンコトヲ要ス」と明示した。斯の如くにして、假名遣問題は復舊を以て打切にされたのでは無く、この問題を將來に解決すべき事を文部省が公約したのである。

(七)

假名遣問題が姑息の處置により宿題となつたので、假名遣教授上の不安の念は我が國民教育の上に横たはり、大正三年四月帝國教育會主催の全國小學校教員會議において、この問題が議され、「小學校ニオイテハ歴史的假名遣ヲ廢シテ表音的假名遣ヲ使用スルコト」を可決して、これを文部大臣に建議した。また教育調査會においては、同年十月に、教育の内容改善について國語國字國文を平易にするやうに研究調査するため、有力な機關を設置することを文部大臣に建議した。

同五年度から文部省の内で國語調査の事が始められ、主として普通教育における國語調査から始められた。さうして國字國語の整理改良の必要は、國民教育の方面と國民經濟の

案 假名遣改定

方面とから痛切に感せられて來た。十年六月原内閣の中橋文相の時に、勅令を以て文部省に臨時國語調査會が設けられて、假名遣の整理改良は、同會の三大調査事項の一とされ、その結果、十三年十二月廿四日に假名遣改定案が、その總會で決定された。その凡例は左の通りである。

- 一 本案ハ大體東京語ノ發音ニヨリ、ナオ地方ニ於ケルモノヲ考慮シテ整理シタノデアル。
- 二 本案ハ主トシテ現代文(口語・文語)ニ適用スル。
- 三 固有名詞オヨビソノ他特殊ナ事情ノアルモノハ、シバラク從前ノ通トスル。タゞシナルベク本案ノ假名遣ニヨル。

四 外國語ノ表記ハ別ニ定メル。

さて、本案が、以前に幾度か試みられた幾多の改定案を參照して出來てゐることを考察するため、本案の國語及び字音の表記に關する要點を左に抄出しよう。

- 國語のア列長音は、ア列の假名にアをつけて書く。
- 國語のイ列長音は、イ列の假名にイをつけて書く。
- 國語及び字音のウ列長音は、ウ列の假名にウをつけて書く。
- 國語のエ列長音は、エ列の假名にイをつけて書く。(字音のエ列長音は、從來このとうり)
- 國語及び字音のオ列長音は、オ列の假名にウをつけて書く。
- 國語及び字音の拗音には、ヤ、ユ、ヨを右側下に細書する。特別の場合には細書せずとも可い。

○國語及び字音の促音には、ツを右側下に細書する。特別の場合には細書せずとも可い。

○國語のア列拗音の長音は、ア列拗音の假名にアをつけて書く。

○國語及び字音のウ列拗音の長音は、ウ列拗音の假名にウをつけて書く。

○國語及び字音のオ列拗音の長音は、オ列拗音の假名にウをつけて書く。

○テンノウ(天皇)、ギンナン(銀杏)、サンミ(三位)、ガツコウ(學校)、リッバ(立派)、ハッビ(法被)の如き語は、發音のまゝに書く。

○從前のキエ・ヲ・ヂ・ヅ・クワの假名遣はイエ・オ・ジ・ズ・カと書く。

斯様に假名遣が改められても、決して之を古典研究にまで及ぼすべきでなく、古典研究においては十分に歴史的假名遣を尊重すべきは、勿論であり、國語の辭書には必要に應じて新舊假名遣の對照を示すべきである。さて本案においては、助詞のハ・ヘ・ヲの如きは歴史的假名遣を保存することにしてある。更に改定期に善處する趣意を以て、昭和六年五月八日にジ・ヂ・ズ・ヅの用法に對して、左の如く一部分の例外を設けることを議定して追加した。

一、二語の連合により生じたヂ・ヅは、そのまゝとする。

[例] ハナヂ(鼻血)、ミカヅキ(三日月)

二、同音連呼により生じたヂ・ヅは、もとのまゝとする。

[例] チヂミ(縮)、ツヅミ(鼓)

三、連聲による濁音「知」中「茶」通等は、もとのまゝとする。

〔例〕サルヂエ(猿智慧)、レンヂュウ(連中)、ハヂヤヤ(葉茶屋)、ユウヅウ(融通)

四、吳音により濁る「地」治は、もとのまゝとする。

〔例〕ヂヌシ(地主)、セイヂ(政治)
斯の如くにして假名遣改定案は出來てゐる。國定教科書は時勢の進運に應じて、やがて新しく編纂されようとしてゐる。多年國民教育のため苦心を重ねてきた文部省は、如何に本問題を解決して、豫ての公約を果すであらうか。國民教育に關係する人々は、如何に奮勵して國語教育上の輿望に應するであらうか。國民族文化の事に當る人々は、如何に努力して國語の發達に貢献するであらうか。

七 ローマ字綴り問題

ローマ字綴
りの諸式

現代において最も普通に我が國の内外を通じて行はれてゐる日本語ローマ字綴り方は、標準式といふもので、明治十八年に定められた羅馬字會式を基として若干の修正を加へたものであることは、前に「ローマ字説」の章に述べておいた。しかしながらローマ字綴りについては、從來幾種かの異説がある。或は、五十音の縦の行の父音字が同一になるやうに綴るのを可いとする説もあり、或は、ローマ字綴りから、成るだけ母音字を減少するやうに綴るのを可いとする説などもある。これらのローマ字綴りを調査するため、現に文部省

においてローマ字調査會が設けられてゐる。この綴りの問題を解決するためには、先づ標準式の本質を明かにする事にしよう。

初期のロー
マ字綴り

(一)

前章に假名遣問題を説いた所に、平安朝の中頃までは、すべて發音的假名遣であつて、それが歴史的假名遣となつたのは、國語音が大いに變遷した後代から見ての事であると述べておいた。こゝにローマ字綴り問題を説くに當つて、今から三百四十一年前の文祿元年に刊行された天草版の平家物語やドチリナキリシタンなどのローマ字綴りを見ても、同様の事實が認められるのである。橋本進吉氏が研究して昭和三年に東洋文庫から刊行した「吉利支丹教義の研究」に、左のとおり述べてある。

本書に於ける寫音法を觀るに其の根本の主義としては、從來の書き方に拘泥せずして實際の發音を其の儘文字に寫すといふ主義、即表音主義によつたものと考へられる。それは(二)從來の假名遣に於ては書き分くべきものとして居たにも拘らず、當時の發音には既に區別が無かつたイエオとヰエヲ、及語中語尾のハヒフヘホとワヰウヰヲを、少しも區別せずして、どちらも i ye ue vo 及 va(u)i v(u)ye vo(vo)と書いた事、並に(三)從來同一の文字で書いて居たが、當時の發音では違つた音であつた語頭のハヒフヘホと語中及語尾のハヒフヘホとを區別し、前者を fa fi fu fe fo と書き、後者を va(u)i v(u)ye vo(vo)と書いた事によつて明である。

右のやうに、新しくローマ字で綴る國語が表音主義で書かれたのは、當然にして最も便利な方法であるのだ。もうして今から三百四十一年前の綴りと現今の綴りとが、共に表音主義でありながら、その綴りを異にする所があるのは、主として國語それ自らの音聲の變遷によるのである。その實例は

(語頭の假名)	(文祿時代音の表記)	(現代音の表記)
ハ	ha	ha
ヒ	hi	hi
フ	fu	fu
ヘ	fe	fe
ホ	fo	fo
(語中と語尾との歴史的假名遣)	(文祿時代音の表記)	(現代音の表記)
ハ	ua	wa
ヒ	i	i
フ	u	u
ヘ	ye	e
ホ	uo	o

(注意一) 文祿時代の語頭の假名ハヒヘホは、現今の假名表記ではフア、フィ、フェ、フォに該當するのである。現今ではフに名残を留めてゐる。

(注意二) ボルトガルやイスパニヤから傳來したローマ字には、ワの字が無かつたからそれに該當するマまたはリの字を用ひたのだ。

それで安政元年に外國との和親條約が結ばれた後は、日本語を語學的に研究する人々が段々と増して、多くの文法書などが著された。即ち、

安政四年に、クルチウス氏の日本文典

文久元年に、ブラウン氏の日本會話文典

元治元年に、サムマー氏の日本語文典

慶應元年に、ローニー氏の日本文典

慶應三年に、ヘボン氏の和美語林集成(和英辭書)

明治元年に、ホフマン氏の日本文典

同五年に、アストン氏の日本文典

同六年に、ライツマイヤー氏の「てにをはの教へ」

ヘボン式
ら羅馬字會
式へ

の如き諸書が出た。中でもヘボン氏の和英辭書が最も有力であつた。同氏は安政元年に米國から渡來してから多年日本語を學修して辭書を編し、そのローマ字綴り即ちヘボン式は、當時行はれてゐたローマ字綴りを或程度まで整理したのであつた。しかし、まだ國語の標準の定まらなかつた時であり、且つ又、假名遣に拘泥した所が少くなかつた。それで、明治十八年に羅馬字會で新式が制定され、翌年ヘボン氏も、この羅馬字會式に據つて自著の辭書を訂正して出版したので、世には今でも之をヘボン式と稱へてゐる者があることは、前にも述べておいた。

(二)

さて明治三十八年に「ローマ字ひろめ會」が起つて後に、同會は慎重に研究し國語の發達に應じて羅馬字會式に適當な修正を加へたものを標準式と呼んでゐる。標準式の本質は、同會で發行した「標準ローマ字綴りの主張」において明かに觀取される。左にその本質の要綱を掲げよう。

標準式

一、昔の假名音圖に囚われないで現代の標準音を目あてとすること、舊假名遣に束縛される面倒の無いこと。

二、國語の性質を明かにし得ること、國文法の姑息な説明を脱して之を適切に説き得ること。

三、對外關係をも考へて國語の世界的發展にも便利なこと、我が國民文化の大精神に従うこと。

四、國語の進歩發達に従い將來も必要な改良修正を加える方針を探つてること。

右の標準式とは異なつて、日本式と稱へられるものがある。田丸卓郎氏の「羅馬字文の書き方」の「附、日本式羅馬字の論」の中から、謂はゆる日本式の特徵とする所を抄出して見よう。

日本語の音の實用上の關係に於ては、五十音配列は全く規則正しいもので、此關係を表はすに最簡便明瞭な書き方が最も善い書き方だと信ずる。私等が世人が皆使つてほしいと思ふ書き方は、五十音の各行に各一定の子音 k, s, t, n, h, m, y, r, w, g, z, d, b, p を使ひ、キヤ、キユ、キヨ、シヤ、シユ、ショ、チヤ、チュ、チヨ等及びクワ、グワの拗音には、初の音の表はす子音 k, s, t 等へ ya, yu, yo 及び wa を添へるのであつて、これなれば、五十音配列の關係が簡便明瞭に外形に表はれて、す度右に云ふ處に協ふ。

これは、中古に作製された假名の五十音圖の如きものを、恰も我が國語そのものの本源であるかの如くに見做し、之に拘泥して現代の國語の標準音を正視しないローマ字綴り方の

主張である。しかも多くは中古の假名遣を現代の表音に改めながら、或部分をば固定的に中古頃の假名遣で書かうとする式である。さうして謂はゆる五十音圖の規則正しくて簡単な事が、直ちに國語の規則正しくて簡便な事になるかの如く考へるのである。斯の如き考が改められたいと思つて、前に「五十音圖の根本研究」(昭和四年)並に「標準ローマ字綴り方解説」(昭和三年)の中に、この事を述べておいた。

なほ近く昭和五年十一月、東京帝國大學内の言語學會から發表した「日本語をローマ字で書く上の綴り方に關する意見」の中から、日本語をローマ字で書く四原則を左に抄出して問題解決の參案とする。

一、ローマ字の使用は國民の文字學習精力の輕減とか印刷率の増進などの意義の外に、今日さしあたりの問題として、對外的・國際的の目的や使命が甚だ大きいことを忘れてはならぬこと。

二、世界に現在行はれてゐる文字の中で、ローマ字が發音を寫すのに最も都合のよい文字の一つであることは誰も認めてゐるところであるが、その性質は一字一字が大體單音を書き表はし得るといふ性質に基づくのであるから、ローマ字を使ふ以上は、此の單音を表はすといふ大切な性質を殺してはならぬこと、

三、發音は時代によりて違ふものであるが、それ等を意味が同じだからといつて發音上の異なるものを異なりとせず、一つで異なるものをも包括するやうに文字の

音價や綴り方を定めようとすると、第一第二の原則を破ることになるからローマ字で日本語を書く綴り方は、いはゆる標準發音を必要にして十分なる程度に於て、寫すこと

が出來れば足りるとして、その範圍内で決定しなければならぬこと。

四、ローマ字を使ふのに、ローマ字を以て發音を寫すといふ主義の外に、少しほは發音が違つても意味や文法上の役目が通じてゐるものは、之を同じ文字で表はさうといふやうな別の主義を入れようとする、自然無理と矛盾とが生ずるから、單一の主義で満足すべきこと。

なほ右の四原則に説明と註釋とを附け、「以上の論究によつて、今後適當な補正を加へる餘地はあらうが、從來廣く行はれてゐる綴り方、即ち今まで鐵道省の驛名を書くに用ひられてゐる如きもの、あれが世間に主張されてゐる色々な綴り方法式の中で、わり合ひ合理的で穩當なものだ、といふことになると言つてよい。」と結論してある。この意見や「ローマ字ひろめ會」の「標準ローマ字綴りの主張」などを參照すれば、ローマ字綴り問題の歸結が知られよう。

(三)

その他の諸式

更に「ウぬき」等の説について一言する。それは、今のローマ字綴りには母音字が多過ぎると云ふので、或程度まで母音字を除去しようとするものである。それに凡そ三種ある。一は、クグスズ等の如き音節から皆「ウぬき」をして $k\acute{g}s\acute{s}z$ などとしようとするもの。

二は、一定の條件を設けて機械的に「ウぬき」等をしようとするもの。三は、標準語の發音に従つて合理的に「ウぬき」等をしようとするものである。吾人は、その内では第三説を可とするものだが、何分にも、これは標準語を總體的に調べて適當な決定をしてから行はれるべきである。それゆゑ輕率に今俄かに之に賛成することは出來ない。

どうか、ローマ字綴り問題についても、我が國民、特に國民教育の任に在る人々に向つて、慎重の考慮と至當の判断とを希ふ次第である。

八 句讀法及び縱書と横書との事

句讀法とは、文意の断續などを知り易くするために句點や讀點などの符號を用ひる法則をいふ。また西洋文の句讀の符號を用ひて之をパンクチュエーション (punctuation)ともいふ。

(一)

句讀法の由來

古代にさかのばれば、和漢洋何れの文章も、句讀點を切らないで、べた書きにされた。句讀點を切るやうになつたのは後世の事であり、しかもその方法は様々であつた。享保十三年刊行された太宰春臺の「倭讀要領」の中にも、

句讀ヲ點ズルコトハ、其法一様ナラズ、或ハ圈ヲ用ヒ或ハ批ヲ用フ圈トハ○ナリ、批トハ、ナリ（中略）句ニハ圈ヲ用ヒ、讀ニハ批ヲ用フルコトアリ、其時ハ句モ讀モ皆傍ニ點ズ、又句ト讀トヲ別タズ、皆圈ヲ用ヒ、皆批ヲ用フルコトアリ、其時モ句讀トモニ傍ニ點ズ、人々ノ意ニテ、時ニ臨テ何レノ式ヲモ用ルナリ、

と述べてある。なほ同書に、文章の評語や、段落を分ける鉤畫などの事をも説いてある。
明治二十年横田直助氏は「國文句讀法」を著して句讀法を詳説し、同二十九年井上頼因氏
らは之を増補訂正して出版した。

（二）

同三十七年に至つて國定教科書制度が行はれ、文部省の圖書課において「句讀法案」の
取調があり、教科書調査委員會の審議を経て三十九年二月に發表されたが、非賣品である。
その總則には、左の通り定めてある。

- 一、本法ハ文ト文トノ關係、文中ノ語・句・節ノ關係ヲ明カニスルヲ以テ目的トス
- 二、前項ノ目的ノタメニ左ノ五種ノ符號ヲ使用ス
 - マル、テン、ボツ、「」カギ、『』フタヘカギ
- 三、マルノ符號ヲ除ク外讀誦ノ都合ニヨリテハ誤解ヲ生ゼザル限ニ於テ本法ノ規定ニ拘ラズ符號ヲ省キ又ハ加ヘ施スコトヲ得

次に、その細則を摘録して見よう。

第一 マル

マルは文の終止する場合に附ける。

第二 テン

テンは、左の諸種の場合に附ける。

一、形式から見れば終止してゐるけれども、意義から考へれば次の文に連續してゐるもの
の下。

二、二つ以上疊んだ同趣の文の下。

但し最後の文の下は、この限でない。

三、獨立の感歎詞及び呼掛けの語の下。

但し顛倒して置いたときは、その前後。

四、動詞・形容詞・助動詞の中止法を用ひて續けた同趣の語句節の間。

五、並列した同趣の名詞句・名詞節の間。

六、並列した同趣の形容的修飾語・形容的修飾句・形容的修飾節の間。

七、並列した同趣の副詞的修飾語・副詞的修飾句の間。

八、複文の副詞節の下。

九、從屬節を含んだ副詞の下。

十、複文の主節の主語の下に從屬節が來たときに、主語の下。

十一、或成分に相當する語を特に提示したときに、その下。

但し客語に相當した場合はこの限でない。

十二、名詞節の下に「デニヲハ」の無いときに、その下。

十三、主部の長いときに、その下。

十四、他の語を修飾すべき副詞・副詞句が、下に来る語を修飾するやうに見えるおそれ有るときに、その下。

十五、他の語を修飾すべき形容的修飾語が、下に来る語を修飾するやうに見えるおそれ有るときに、その下。

十六、主語(主部)が客語の形容的修飾語の主であるやうに見えるおそれ有るときに、その下。

十七、個々の名詞が熟語名詞と紛れ易いおそれ有るときに、その間。

十八、主語が客語と粘着するおそれ有るときに、その下。

十九、主語で書いたときに語と語とが粘着するおそれ有るときに、その下。

二十、形容的修飾語・形容的修飾句・形容的修飾節が、並列する同趣の有らゆる語句を修飾するときに、その下。

二十一、或句が、上なる語と同格であるときに、その前後。

第三 ポツ

ポツは、並列する同趣の名詞の間に附ける。

但し「や」「も」「と」などの「デニヲハ」で並列する場合や、接續詞で二つの名詞を並列する場合及び分別書方を用ひたときは、この限でない。

第四 カギ

カギは、左の諸種の場合の右の肩と左の脚とに附ける。

- 一、對話の文。二、獨語の文。三、獨思の文。四、引用の文。

第五 フタヘカギ

フタヘカギは、對話の文、獨語の文、獨思の文、引用の文の中に、更に他の對話の文、獨語の文、獨思の文、引用の文を引用するとき、その右の肩と左の脚とに附ける。

横書文の句
讀法

以上の符號は、縱書の漢字假名併用文または假名文に適用するものである。横書の文においては、或は從來の縱書用の句讀點を用ひ、或は西洋文流の句讀點を用ひてゐる。後者については大正十五年加茂正一氏著「バンクテュエイシャン」に詳述してある。兩者の符號を對照すれば、

。に。(ビリオド)

、に、：(コロンまたはセミコロンまたはコロン)

・に。(コンマ)

「」に、『』に、“(クォーテーションマーク)

なほ、疑問符？ 感歎符！ 省略符……ハイフン(連字の短線) ダッシュ(文の未完や挿入などを示す長線)などをも用ひるのである。

こゝに縦書と横書とについて附説する。この事については「かなのくわい」及び羅馬字會以來、多くの説が出た。明治二十八年に元良勇次郎氏は、東洋學藝雑誌(第一六五號)に

「縦讀横讀ノ利害ニ就テ」と題し、六つの理由をあげて實驗心理に照らし、横讀が縦讀にまさると斷定して「横書横讀ノ法ノ我國ニ行ハレンコトヲ切望ス」と論じてある。縦横の優劣をば、單に生理的條件だけで決定するのは不都合であり、その文字の成立によつても相異が認められる。例へば、ローマ字の如きは横書横讀が優れてゐるが、假名文字の如きは必ずしもさうでない。國語調査委員會で臨時委員元良勇次郎・松本亦太郎兩氏共編の「片假名平假名讀ミ書キノ難易ニ關スル實驗報告」（明治三十七年刊、今は絶版）には「片假名ハ縦書ニ利アリ、平假名ハ横讀ニ利アリ」と說いてある。それで假名文字を横書横讀に適せしめるには、それ相當の字體改修を要するわけである。

從來の漢字併用文や「かなのくわい」の機關雑誌は縦書の左進みであり、満洲文の如きは縦書の右進みであり、ローマ字文や近來改修した片假名文の如きは横書の右進みであり、舊トルコ文の如きは横書の左進みである。現今の漢字假名併用文や假名文は、通例は縦書であるが、ローマ字文は勿論の事、ローマ字又はアラビヤ數字が頻繁にまじる漢字假名併用文では、横書の右進みを便利として、既に數學書や邦文で説明した西洋語學書や學生のノートなどに、それが盛に行はれてゐる。近來は假名文を主張する人々の中にも、横書の勢力が増加してゐる。

九 分別書き方の事

分別書き方
の名義

「分別書き方」は「分別書法」とも「分ち書き」などともいひ、語句文章を記すのに、その詞を切りつなぎする方法をいふのである。分別書き方は、假名文にもローマ字文にも、時には漢字假名併用文にも適用されてゐる。

(一)

分別書き方
の由來

その昔、奈良朝のころ「朝日能豐逆登爾稱辭竟奉久登宣」の如く祝詞や宣命を書いたのも、一種の分別書き方であるが、現今の如き分別書き方の起つたのは、文祿元年天草版の平家物語などの如きローマ字文が始められてから的事である。さうして分別書き方が深く研究されて發達したのは、明治十六年に「かなのくわい」が起り、同十八年に「羅馬字會」が起り、同十八九年の頃小學校の讀本に分別書き方が適用されて以來の事である。同三十七年國定教科書制度が行はれ、文部省の圖書課において「分別書き方案」が取調べられ、教科書調査委員會の審議を経て三十九年二月に發表になつた。

(二)

文部省の分
別書き方案

これまでに研究された分別書き方の大勢をいへば、多くの助詞は體言とは離して書き、

用言に専属する助詞は用言に續けて書き、また助動詞の多くは動詞又は他の助動詞に續けて書くのが、通例となつてゐる。左に文部省の「分別書き方案」（非賣品）の要點を摘録しよう。

一、名詞ト代名詞ハ他ノ語ヨリ離シテ書ク

一、數詞ハ他ノ語ヨリ離シテ書ク

但シ名詞ト合シテ複合語ヲ作ルモノハ此限ニアラズ

一、動詞ハ助動詞及ビ助詞ノ條ニ規定セルモノヲ除キ他ノ詞ヨリ離シテ書ク

一、助動詞ハ上ノ動詞又ハ助動詞ト續ケテ書ク

但シ敬語動詞ヨリ轉ジタル助動詞、指定ノ助動詞、及ビ推量ノ助動詞、『だらう』『でせう』ハ此

限ニアラズ

一、形容詞ハ他ノ語ヨリ離シテ書ク

一、助詞ハ他ノ語ヨリ離シテ書ク

但し命令ヲ表ハス助詞ハ此限ニアラズ

「て」「ても」及ビ「たり」ガ促音又は撥音ノ下ニ來ルトキハ之ヲ續ケテ書クコトヲ得

助詞ノ下ニ「は」又ハ「も」ノ來ルトキハ之ヲ續ケテ書クコトヲ得

なほ、國語の分ち書きには特に研究すべき所が多い。國語のローマ字文の分ち書きを説いた拙著「標準ローマ字文法」は、假名文の分ち書きにも應用し得るものである。

一〇 送假名法の事

送假名法の
由來

漢字假名併用文または漢文において、漢字を讀むのに便利とするため、假名を以て語尾變化または助詞などを漢字の下に記す方法を送假名法といふ。これを副假名法と云つた例もある。

古代では萬葉集などを見ても、近世では芭蕉や馬琴らの文章などを見ても、その送假名は不整頓なものであつた。江戸時代の末の方に、活用言と不活用言、語幹と語尾との區別が研究され、明治時代になつて國文における漢字の用ひ方が整理されて、送假名法を見るに至つた。即ち、明治二十年には濱田健二郎氏の「副假名法規」が發行され、二十一年には内閣官報局の「送假名法」が發行され、二十八年には中根淑氏の「送假名大概」が、四十年には國語調査委員會の「送假名法」が發行され、その間に大同小異の送假名法が幾種も出來た。しかし何れも、官報局の「送假名法」で定めた左の總則とは大同である。

第一原則

語尾變化スルモノハ其變化スル所ヨリ寫シテ送假名トス

第二原則

語尾變化セザルモノト雖モ慣用ト便宜トニ從ヒ送假名ヲ附スルコトアリ

官報局の送假名法

これを國語の品詞にあてゝ見ると、凡そ名詞や代名詞や數詞や感動詞は、第一原則に屬し、形容詞や動詞や助動詞は、第二原則に屬し、副詞や接續詞などは、第一變則に屬し、動詞から出た名詞、そのほか副詞などは、第二變則に屬してゐる。種々の送假名法の間に大同にして小異のあるのは、慣用と便宜といふ事を色々に見立てるからであり、みだりに正の不正のとは云はれない。同一の漢字を種々の品詞に當てゝ用ひてゐる國文においては、送假名の不規則が出來ることは、やむを得ない。國定教科書の送假名法は、國語調査委員會で定めた「送假名法」に準據してゐる。なほ詳細は、官報局の「送假名法」や、國語調査委員會で定めた「送假名法」などに記してある。前者は今得がたい。後者は、國定教科書共同販賣所（麹町區飯田町）から發行してゐる。現今の文語文にも、その送假名は、大體合理的に行はれてゐるが、たゞ候文には、從前の習慣の餘波で、それが合理的に行はれてゐない。

一 國語整理問題

我が國語が時代的變化及び地方的變化などによつて種々差異を生じてゐるのを整理し、

現代の一般國民の標準語を定めて國語を統一する事を「國語整理」または「標準語制定」などといふ。これは明治維新以來漸次に成されてゐる我が國的一大事業である。

(一)

國語整理を
要する事情

さて我が國語は、古今の幾時代の變遷を経、東西の幾地方の差別を生じて、江戸時代に至つたが、全國を統一するに足る標準語は、まだ出來なかつた。従つて江戸時代の口語文體は十分に發達しなかつた。そのわけは、一、口語が卑しめられて、上方言葉も江戸言葉もたゞ通俗の讀物に用ひるものと見られ、士人淑女の文章に用ひられなかつた事、二、上方言葉は東國を支配する力がなく、江戸言葉は上方言葉を凌ぐほどの力が無かつた事、三、封建時代であつて各地方の言葉が割據の勢を成し、言語にも自尊排他の情が強かつた事などである。それで、口語としては生命のなくなつた古文が、一般の文語として通用した。

幕末に至つて我が國の諸事諸物の改革が必要となつた時、慶應二年に前島來輔氏は、十五代將軍慶喜公に建白した中に、

國文を定め文典を制するに於いても必ず古文に復し「ハベル」「ケルカナ」を用る儀には無御座候。今日普通の「ツカマツル」「ゴザル」の言語を用ひ之れに一定の法則を置くとの謂ひに御座候言語は時代に就いて變轉するは中外皆然るかと奉存候。但口舌にすれば談語となり筆書にすれば文章となリ口談筆記の兩般の趣を異にせざる様には仕度事に奉存候。

と陳べて、國文を言文一致に改められたいと上言した。間もなく將軍家は政權を奉還して明治維新となり、同二年に前島氏は國文教育について政府に建議し、「文章は近代の俗文を主とする」やうにと陳べた。しかし當時はまだ口語の研究が出來てゐないので、五年の學制頒布後の國民教育も、普通文體と候文體とで行はれた。明治十年代になつて現代の口語文體を創める必要が、多くの國語改良論者によつて唱へられ、また新進の文藝家によつて東京語を用ひた作物が著され、かつ新に口語文を加へた小學讀本が採用された。二十年代には小學讀本に漸次口語文を増してきた。特に文藝方面に言文一致が大いに發展し、中にも、尾崎紅葉の如き東京育ちの代表的口語文作家の作品が現れた。

(二)

明治十八年四月には三宅米吉・辻敬之らの諸氏が、「方言取調仲間」を起し、二十一年十二月には黒田太久馬・上田萬年・赤堀又次郎・福西四郎左衛門らの諸氏が「言語取調所」を設けたなどは、何れも國語整理のためにする志によるのであつた。二十八年一月上田萬年氏は「帝國文學」の創刊號に「標準語に就きて」と題して、その性質、確定の急務及び方法を説き、四月に「早稻田文學」は坪内雄藏氏の新國文法論や關根正直氏の語法私見を載せ、その後に語法論が種々の雑誌に續出した。翌年十一月に上田萬年氏は國家教育社で演説し

國語調査會設立の希望を述べた。三十年一月大槻文彦氏は廣日本文典及び別記を出し、今後は口語法の制定に志すと識した。明治三十年代には國語整理の輿論が高まつた。三十三年三月に帝國教育會の内に言文一致會が設けられて、その九月に同會は、
一、行く行くは全體の文章を言文一致にする事
二、差當り次の事項から着手する事

(イ)普通往復文

(ロ)記事論説文

(ハ)著書譯書

(ミ)教科書

(ホ)公用文

(ヘ)掲示廣告文の類

の二項を決議し、石川倉次・井口在屋・尾崎徳太郎・大槻文彦・島村瀧太郎・新村出・藤岡勝二・保科孝一・三矢重松・吉田彌平・三輪田眞佐子らの諸氏は、口語文を研究し、また名士の演説會を開き、翌年二月に同會は國語調査會を設けて言文一致の實行を國家事業とする請願書を貴衆兩院に出して採納された。三十五年に文部省に國語調査委員會が設けられ、その七月同會の決議した調査方針の中に、左の諸項を定めた。

文章ハ言文一致體ヲ採用スルコト、シ之ニ關スル調査ヲ爲スコト

國語ノ音韻組織ヲ調査スルコト

方言ヲ調査シ標準語ヲ選定スルコト

それから先づ各地の方言を調査して「音韻調査報告書」「音韻分布圖」「口語法調査報告書」「口語法分布圖」を編纂し、現代の口語を研究審議して標準語を選定し、その結果を發表

したのが「口語法」一冊及び「實用東京語法」一冊である。後に「口語法」の選定について参考資料を發表したのが「口語法別記」一冊であり、標準語研究の好い参考書である。なほ國語調査委員會は普通文の整理のため「現行普通文法改定案調査報告之一」を發表し、また候文に代る口語文の整理のため「口語體書簡文に關する調査報告」をも發表した。斯様にして現代の標準語の基が定められたのである。

(三)

顧みるに、明治十年代から識者は、現代の標準語の基を凡そ東京語から選定することに着眼し、文藝家たちから之を實行し始め、文部省で始めて口語文を入れて編纂した小學讀本も、東京語を口語文の目標とし、言文一致會の如きも、東京の身分ある人の言葉を標準とすると聲明した。或は東京語中心と京阪語中心との二大方言が日本の口語に永續するだらうといふ見地から、唯一の標準語をあやぶむ説も無いでは無いが、それは國語の統一のために同意されてゐない。さうして實際において東京語が日本の標準語として廣く國內及び國外にまで弘まりつゝあるのである。標準語制定について、明治四十年上田萬年氏講演の「帝國語」の中に、

帝國語の標準わ、現在の東京に於いて教育ある社會に普通行われて居りまする言葉を言

うのでございます。東京に於いて現在教育ある社會の人の使つて居りまする言葉を調べて、その上から一般の法則を選び出す、その模範的の規則が、即ち帝國語の語法と云うものになる。（郡視學講演會講演筆記）

とある。ロンドン語が英語の土臺となり、北京語が官話の土臺となつてゐる様に、東京語は我が現代の標準語の土臺となる資格を具へてゐる。東京語は我が首府の言葉であり、日本語の東部語に屬するとは云へ、武藏野の内的一大言語で、江戸時代から現代に至るまで、幾多の西部語の要素をも取り入れて發達し、現代の日本諸方言中で最も共通性の多い磨かれた言葉である。さうして現代の國民教育は東京語を土臺とした標準語で行はれ、現代の國民文學はこの標準語で書かれ、現代の國民の言葉並に文章は、この標準語を正體として進んでゐる。かやうな次第で我が國語は整理され、標準語が制定されてきたのである。この標準語こそ、我等現代國民にとつて、

敷島の、やまとの國は言葉ことばの、たすくる國ぞ、まさきく在りこそ。（萬葉集卷十三）

國遠み、思ひなわびそ、風のむた、雲の行くなす、言は通はむ。（同書卷十二）

とも言ひ得る、尊い懷かしい祖國語の代表である。

二 文體及び文法の整理改善

我等現代の國民が一般に用ひる標準となる文體を現代の標準文體といふ。これに文語體と口語體との別がある。その文語體とは、古代語であるとはいへ、耳遠い語句文法を淘汰して、その時代に行はれ易く書く所の文體をいふ。これを普通文體または普通文ともいふ。その口語體とは、現代の標準語に基づき、口語法によつて書く所の文體をいふ。これを口語文または口語文ともいふ。また文體に常體と敬體との別もある。前者は、對者または語文體または口語文ともいふ。また文體に常體と敬體との別もある。前者は、對者または讀者に向つて敬語を用ひないで述べる文體をいひ、後者は、敬語を用ひて述べる文體をいふ。それで常體の口語文、敬體の口語文などといふ。なほ別に候文體または候文といふのは、近古時代の頃の特徴たる候言葉の語法を加へて書く所の文體をいひ、今も願書や届書や書簡などに用ひられてゐる。右のやうに、我が國民の用ひてゐる現今文體には、凡そ口語文と普通文と候文との三種類がある。

(一)

さて明治初年このかた記事や叙事や論說において普通に行はれた文語體は、普通文である。その普通文は、時代の初と中と後との變遷があり、發達がある。その發達のために、普通文の諸作家が力を盡くしたが、中にも普通教育の文章、青年むきの文章、新聞雑誌その他民衆むきの書物の文章の模範が、最も有力であつた。以下に代表的の作例の一斑を擧

げて普通文の發達の大要を示さう。明治十四年に小中村清矩氏は文章論を講演し、維新以來官廳の布令をはじめ、學者の著述や日毎の新聞まで、たゞ漢文を直譯したやうな文章が多いと述べた。實に明治の普通文は、漢文直譯體から進み始めた。明治二年中村正直氏の譯著「西國立志編」の文章は、

天ハ自ラ助タルモノヲ助クト云ヘル謬ハ確然經驗シタル格言ナリ僅ニ一句ノ中ニアマネ
人事成敗ノ實驗ヲ包藏セリ自ラ助クト云コトハ能ク自主自立シテ他人ノ力ニ倚ザルコ
トナリ

と云ふ風である。五年學制發布後に編纂した小學讀本の開卷第一の文は次の通りである。

凡地球上の人種は五に分れたり、亞細亞人種、歐羅巴人種、馬來人種、亞米利加人種、亞弗利加人種是なり、日本人は亞細亞人種の中なり、

十八年發行の柴四郎氏の政治小説「佳人之奇遇」の如きも、

東海散士一日費府ノ獨立閣ニ登リ仰テ自由ノ破鐘ヲ觀俯テ獨立ノ遺文ヲ讀ミ當時米人ノ義旗ヲ舉テ英王ノ虐政ヲ除キ卒ニ能ク獨立自主ノ民タルノ高風ヲ追懷シ俯仰感慨ニ堪ヘズ慨然トシテ意ニ倚テ眺臨ス會々ニ姫アリ階ヲ繞テ登リ來ル

といふ文章で、好評を博した。しかし一方には、五年發行の福澤諭吉氏の「學問之勸」の如く、

學問は唯むづかしき字を知り難き古文を読み和歌を樂み詩を作るなど世上に實のなき

文學を云ふにはあらず（中略）されば今斯る實なき學問は先づ次にして専ら勤むべきは人間普通日用に近き實學なり

といふ風な平易な普通文も現れた。十五年創刊の「時事新報」などは、この種の文章であつた。明治二十年前後は普通文に大いなる變化の起つた時で、一方には國文學が復興して和文體や俗文體が勢を張らうとし、又一方には西洋文學が勃興して歐文體が持込まれた。和文體の代表としては落合直文・萩野由之らの諸氏がある。二十年頃の落合氏の作例は、次の如くだ。

その月の廿五日、妹の幕參のため淺草におもむき、夕方家に歸りしに、郷里より電報來てあり。とりて見るに「父君病氣とくかへれ」の數語を書きしるせり。こはいかにと、とりあへず、「明日たつよきにたのむ」といふ返電を發したり。

また小説界における紅葉や露伴が江戸時代の西鶴らの文學に私淑した筆も、十年代の政治小説の漢文直譯體とは全く趣を異にしてゐる。試みに廿四年發行の幸田露伴氏の「五重塔」の數行を見よ。

漸々あやしき風吹き出して、眠れる兒童も我知らず夜具踏み脱ぐほど、時候生暖かくなるにつれ、雨戸のがたつく響き烈しくなりまさり、闇に揉まるゝ松柏の梢に天麿の號び物すごく（中略）號令きびしく發するか否猛風一陣どつと起つて、斧をもつ夜叉、矛もてる夜叉饑ゑたる劍もてる夜叉皆一齊に暴れ出しね。

また歐文風を加味した體には二つの潮流がある。一つは徳富蘇峰氏の如く從來の普通文體に歐文風を加味したもので、今一つは森鷗外氏の如く和文體に歐文風を加味したものである。先づ蘇峰氏の作例（廿二年の「田舎漢」から）を見よ。

人の常に輕蔑するは田舎漢なり。彼れ武骨なり、木強なり、王侯貴人の爲に慇ばれざるなり、貴女の爲に愛せられざるなり。彼は小説の世界に於てすら、蟲鼠少き人物なり。況や現實の交際社會に於てをや。（中略）然れども天下一度び事あるに當りては、往々此の頑石を用ゆることあり、又用ゐざる可らざることあり。

更に鷗外氏の作例（廿五年の「即興詩人」から）を見よ。

首を回してわが稚かりける程の事をおもへば、日もくるめくばかりいろいろなる記念の多き事よ。私はいづこより語り始めむかと心迷ひて爲むすべを知らず。又我世の傳奇の全局を見わたせば、われはいよ／＼これを寫す手段に苦めり。

斯様な新文體が起り來つたので、從前の漢文直譯體に他の諸文體をとりませた一體が三宅雪嶺氏・朝比奈碌堂氏らによつて書かれた。試みに、雪嶺氏の作例（廿八年の「丁汝昌論」から）を見よ。

我が日本帝國は久しく東海に孤立せり、孤立の害を受くる、素より少しとせざれど、又爲に日本魂といふ一種鞏固なる國家的觀念を養成することを得たり。（中略）決して他國の臣民と爲らずと云ふ覺悟は能く國家の獨立を保全し且之を擴大するに必要な要素なりと

す。

明治三十年頃から以上の諸文體が統合されてくるやうになり、高山樗牛・山路愛山・大町桂月・藤岡東圃らの諸氏の普通文が現れた。試みに、東圃氏の「平安朝文學史」の作例を見よ。

日本は世界の樂土なり。東亞の伊太利なり。山川の風景行く所として可ならざるなき中に、殊に衆美を集め、群を抜いて立てるを京都とす。京都附近の景は、日本の凡ての景をエキスにしたる者、規模の雄大豪壯なる者は存せずといへども、華麗幽艶の形態は備へざるなし。つまり、明治時代に發達した普通文は、雅俗を折衷し、和漢洋の文章法の長所を併せた文體で、これを語法から見れば、中古の語法のうちの耳遠いものを淘汰して近古乃至現代の語法に近づけたものと認められる。これが更に一轉して現代の標準語法に織りこまれると、口語體の普通文となるのである。

(二)

普通文の文法

從來普通文の文法として教育上及び學問上に認められてゐるものは、江戸時代の國學者の研究に基づいて、凡そ中古語の法則に準據するものである。けれども中古語の法則ばかりで現代の普通文を律するのは、言語變遷の理法を無視する嫌がある。のみならず、これまで破格又は誤謬とされたものでも、中古語の中にその用例を認め得るもののが少くはない。

文法に許容すべき事項

それで、教育者や學者や文士らの間において文法改善問題が、「かなのくわい」時代即ち明治十年代頃から起り、耳遠い雅言を用ひないでも可い事にしたいと云ふ説が出て、且つ實際においても新聞や雑誌その他の普通文に、耳遠い雅言が淘汰されてきた。そこで文部省は、これまで破格又は誤謬とされてゐた文法の中から、慣用の最も廣いものだけを許容して、從來正則とされてゐる文法と並び行はせたいと考へ、明治三十八年にその許容の件を國語調査委員會及び高等教育會議に諮問したところ、何れも審議の結果、その許容を可いとすることに決定し、同年十二月二日の官報において、文部大臣から「文法上許容すべき事項」十六箇條を告示になつた。その後、文部省においては教科書の検定又は編纂の場合に之を適用してゐる。なほ文法許容事項の理由を明かにするため、國語調査委員會の「現行普通文法改定案調査報告の一」が翌三十九年三月公表になつた。現今國民教育の國文法教科書には、正則と共に許容の文法を載せてゐる。左に「文法上許容すべき事項」十六箇條を摘錄する。

一「居リ」^フ「恨ム」^ウ「死ヌ」^シを四段活用としても可い。

二「シク・シ・シキ」^フ活用の終止形に「惡シシ」^{イナ}「男マシシ」などと用ひる習慣のあるものは、之に従つても可い。

三「火災ハ二時間ノ長キニ互リテ鎌火セザリシ」などの例の如く、過去の助動詞「キ」の連體形

の「シ」を終止形に用ひても可い。

四「異ナリ」を「異ナレリ」「異ナリテ」「異ナリタリ」と用ひても可い。

五「手習セサス」などの例にいふべき場合に、「セ」を略する習慣のあるものは、之に従つても可い。

六「評セラル」などといふべき場合に、「評サル」などといふ習慣のあるものは、之に従つても可い。

七「得シム」といふべき場合に、「得せしむ」と用ひても可い。

八「佐行四段活用の動詞を、時の助動詞の「シ」「シカ」に連ねて「暮シシ時」「過シシカバ」などといふべき場合を「暮セシ時」「過セシカバ」などとしても可い。

九「花ヲ見ルノ記」就學セシムルノ義務などの例の如く、助詞の「ノ」は、動詞又は助動詞の連體形を受けて名詞に續けても可い。

十「有ルヤ」「面白キヤ」などの例の如く、疑の助詞の「ヤ」は、動詞、形容詞または助動詞の連體形に續けても可い。

十一「年ヲ經ルトモ」如何ニ批評セラル、トモ」「強ヒテ之ヲ遵奉セシムルトモ」などの例の如く、助詞の「トモ」が動詞受身の助動詞または使役の助動詞の連體形に續く習慣のあるものは、之に従つても妨ない。

十三、「月ト花」宗教ト道德ノ關係」「京都ト神戸ト長崎ヘ行ク」などの例の如く、語句を列舉するに用ひる助詞の「ト」は誤解を生じない限り、最終の語句の下で之を省いても可い。

最終の「ト」を省けば誤解を生ずべき例は、「史記ト漢書」トノ列傳ヲ讀ムベシ」「史記ト漢書ノ列傳「ト」ヲ讀ムベシ」の如きだ。

十四、「誰ニヤ問ハン」如何ニスベキヤなどの例の如く、上に疑の語があるときに、下に疑の助詞の「ヤ」を置いても可い（正則では「カ」を置く）

十五、「何等ノ理由アルモ（アリトモ）議場ニ入ルコトヲ許サズ」期限ハ迫リタルモ（タレドモ）準備ハ未ダ成ラズなどの例の如く、助詞の「モ」は誤解を生じない限り「トモ」又は「ドモ」の如くに用ひても可い。

誤解を生ずべき例は「給金ハ低キモ（クトモ、ケレドモ）應募者ハ多カルベシ」の如きだ。

十六、「顔回ナルモノアリ」「イハユル哺乳獸ナルモノ」などの例の如く「トイフ」の語の代りに「ナル」を用ひる習慣のあるものは、之に従つても可い。

（三）

以上は、現代の文語體即ち普通文の整理改善について述べたのである。以下には現代の口語體即ち口語文の整理改善について述べよう。

明治二年に前島密氏は國文教育について政府に建議し、その文法を說いた中に、
新撰國語ハ漢語西洋語ヲ論ゼズ之ヲ容納シ、文章ハ古雅ヲ主セズ近體ノ俗文ヲ主トス
と陳べたが、口語文はまだ起らなかつた。七年に西周氏が明六雜誌初號に述べた雅文と俗

文との折衷調和説も、混沌たるものであつた。十五年に矢田部良吉氏は「羅馬字ヲ以テ國語ヲ綴ルノ説」を東洋學藝雑誌に掲げ、東京語を以て文章を綴るが可いと説き及んでゐる。十六年に「かなのくわい」が起り、その會員に言文一致を唱へる人があり、二宅米吉氏は、各地の方言を調べて口語文を定める必要を説き、島野清一郎氏は、東京の中流語で日用文を書くが可いと説き、物集高見氏は、文章は話の様に書くが可いと説いた。十七年に起つた羅馬字會の會員にも、チャムバレン氏の如きは、ローマ字文の難解を除くため文章を言文一致にせねばならぬと説いた。十八年に坪内雄藏氏(逍遙)が「小説神髓」を著した頃から、我が小説界は寫實的に向ひ、新しい口語體の先がけをした山田美妙の小説集「夏木立」や二葉亭四迷の「浮雲」などが出た。文部省の編輯局からは十九年に「讀書入門」一卷、二十年に「尋常小學讀本」七卷が新刊され、その讀本の開卷第一が、

あのひとは、いぬをつれてきます。あの人は、大きな人では、あります。
りませぬか、あの犬は、わたくしの犬より小さい犬であります。

といふ書き出しであり、以下に多くの口語文を載せた。明治二十年代には口語體が文藝方面で大いに發展し、小説の諸作家が口語體を鍊磨した。中にも、尾崎紅葉の「多情多恨」の如きは、最も東京語を洗練したもので、二十九年に發行した。その作例は左の通り。

僕は今迄はどんな不愉快な事があつても、妻の爲に慰められたのだ。僕は其妻を亡つて了つた。今朝墓詣りをしたのだ。實に、君、夢だね。赤土の上饅頭に一本の墓標が立つとるばかりで、雨が寂しく降つとるのだ。

その前年に上田萬年氏は、標準語論を「帝國文學」に載せ、我が國において速に標準語を確定すべきことを述べ、坪内雄藏氏は「早稻田文學」に「新文壇の二大問題」の一として新國文法論を載せた。中村秋香氏は「國學院雜誌」に「雅言俗言」と題し、上品な口語を選んで歌や文を綴るべきことを說いた。三十三年三月帝國教育會の内に言文一致會が設けられ、屢々演説會を開いて言文一致を鼓吹し、「言文一致論集」を發行した。三十五年七月國語調査委員會では文章は言文一致を採用する方針を定め、それから口語法の調査を行ひ、大正二年に至つて「口語法」を發表した。明治三十年代は言文一致の大いに發展した時で、多くの口語文法書や言文一致文範などが發行された。純文學以外にも、三十一年刊「冰川清話」や三十二年刊「福翁自傳」を始として、學術的方面にも「國語學小史」や「植物生態美觀」や「進化論講話」や「國民性十論」などが口語體で書かれた。「もしもし龜よ龜さんよ」などの口語體の唱歌も出た。小説その他の文藝における口語體は、前から續いて益々發達し、夏目漱石や島崎藤村や田山花袋や國木田獨歩らの諸氏の新作が出た。試みに漱石氏の「草枕」の作例を見よ。

山路を登りながら、かう考へた。智に働けば角が立つ。情に棹せば流される。意地を通せば窮屈だ。兎角に人の世は住みにくい。住みにくさが高じると心安い所へ引越したくなる。どこへ越しても住みにくくと悟つた時、詩が生れて畫が出来る。人の世を作つたものは、神でもなければ鬼でもない。矢張向ふ三軒兩隣にちらくする唯の人である。唯の人が作つた世が住みにくいからとて、越す國はあるまい。

明治四十年前後から少年少女または婦人の雑誌や種々の講義録などが殆ど言文一致となり、そのほか種々の雑誌や日々の新聞において、その論説の文章までが言文一致となり、つひに韻文にまでその領分をひろげてきた。試みに左の韻文の作例を見よ。

去年遊んだ砂山で

去年遊んだ子をおもふ

わかれる僕は船の上

遼るその子は山の上

船の姿が消えるまで

白い帽子を振つてたが

けふ砂山に来て見れば

さびしい波の音ばかり

(西條八十氏の作から)

わつしよい わつしよい

わつしよい わつしよい

神輿みこしだ 神輿みこしだ
神輿みこしのお練ねりだ

これでも勇みの 山王の氏子ごしだ
わつしょい わつしょい

(北原白秋氏の作から)

これを教育方面から見れば、明治三十三年の小學令の改正において施行規則中に「言語ノ練習」即ち話し方が重んせられ、三十四年の全國聯合教育會においては「小學校の教化の文章は言文一致の方針に據ること」を可決した。三十七年新撰の國定小學讀本は非常に口語文を發展させた。中等教育の國語讀本においても、明治四十年ころから大正年間に多く口語文が加へられた。大正九年には文部省編纂の「口語文用例集」(一冊)が發行された。かやうにして以前には一般に行はれた普通文體と候文體とが、昭和の今日に至つては、その勢力を縮めてきて、その代りに口語文體の勢力が益々發展し、正に言文一致の文體即ち口語文體の世の中となつてゐる。斯様にして、平安朝の言文一致の文體、即ち後世から謂はゆる文語文體は、現代の口語文體と新陳代謝してゐる。従つて文語文體は、讀む修養のため、及び古典研究のために學ぶべきものとなつてゐる。

一三 國語調査の沿革大要

國字國語問題の事情を明かにするためには、諸方面からその關係を知るべきである。この章では、明治初年このかた國家的施設又は團體的經營によつて行つてきた國語の研究調査の沿革の大要を述べよう。

(一)

幕末から國字國語の改良の必要を説いた前島密氏は、明治二年五月に「國文施行之儀に付建議」を集議院に提出し、廣く國內から選んで和漢洋の各學者を召し、國文の體を定め、國語の文法を撰し、國語の字引を編纂するの必要を説いた。そのころ文部省の編纂寮において横山由清・那珂通高の諸氏が、「語彙」といふ國語辭典を編纂し、一時中絶したのを、八年二月から大槻文彦氏がその専任となり、十五年九月に脱稿した。その辭典は、後に大槻氏に私刊として訂正發行することを許された「言海」である。

また十一年十月から民間に「文法會」が設けられて・横山由清・中根淑・大槻文彦・内田嘉一・南部義等・片山淳吉・那珂通世・井上哲次郎らの諸氏が會員となり、十五年四月まで續いて國文法を研究した。十二年十月學士會院において福羽美靜氏は、同院で日本文法書を作

るの議を提出して可決され、翌年西周氏は同院附屬の日本文學社を設立して國語の諸事項を調査したいといふ意見を述べた。十三年二月同院は文法書編纂の事を文部卿に上申するに決し、之について加藤弘之氏は博言學（言語學）研究の俊秀を歐洲に留學させ歸朝の後に國文法を制定するべく、同院から文部卿に上申するやうに建議をした。

十三年文部省に編輯局が置かれて西村茂樹氏がその局長に任せられ、十七年乃至二十年に發行した此の局編輯の小學校教科用書は、民間編纂のものと共に、文字や文體等において國語教授を一新したものである。

(二)

かなのくわ
い及び羅馬
字會の調査
事項

さて明治十六年七月に假名說の三團體が合同して「かなのくわい」を組織した。翌年一月に渡邊洪基・大槻文彦・丸山作樂・物集高見・殖田直太郎らの諸氏は語學社（一名「ことばのとも」）を設けたが、同年七月「かなのくわい」に合併し、社名を廢して「かなのくわい」とりしらべがかり」と稱へた。「かなのくわい」が假名文の發達のため研究調査した重要事項は、假名の字體の整理、假名遣の改良、分別書方、國語の洗鍊、等である。

また十七年十二月にローマ字說の人々は「羅馬字會」を創立した。この會がローマ字文の發達のため研究調査した重要事項は、ローマ字綴りの整理統一、即ち爾來國內國外を通

じて擴まつてゐる標準的のローマ字綴り方を定めた事、ローマ字に書いて見て國語の本質を分明に知り得た事、等である。

「かなのくわい」にも「羅馬字會」にも、現代の言文一致の必要を唱へる會員が出てきた。十八年四月假名説の人々の間に「方言取調仲間」が組織され、三宅米吉・辻敬之・湯本武比古・岡村増太郎の諸氏が、その理事となつた。「かなのくわい」と「羅馬字會」との事は、前にも述べておいた。

(三)

言語取調所

明治二十一年十二月に、私立で言語取調所が設けられ、侯爵伊達宗城氏を會長とした。

同會はその取調事業を二種類に分け、第一を純粹學問上の事業とし、第二を教育上にわたらる事業とし、部署を定めて赤堀又次郎・上田萬年・落合直澄・落合直文・大澤小源太・黒田太久馬・東宮鐵麿・服部久彦・林美・阪正臣・福西四郎左衛門・逸見仲三郎・柳沼廣身・井上甲子次郎・岡倉由三郎らの諸氏をその擔任とした。二十三年五月から言語取調所は「言語」といふ雑誌を發行した。これより先、十九年九月に帝國大學（東京）に博言學科が置かれ、後に言語學科と改稱された。二十三年十月に言語取調所が内部の事情で挫折した時に、言語取調に關する圖書は帝國大學に寄附され、後に國語研究室に屬した。三十三年に帝國大學か

ら發行した「國語學書目解題」の如きは、言語取調所において編纂を始め、東京帝國大學において完成したものである。

三十年四月に東京帝國大學文科大學に國語研究室が設けられ翌年五月から同大學言語學科に關係ある上田萬年・フロレンツ(K. A. Florence)・藤岡勝二・小川尙義・猪狩幸之助・新村出・八杉貞利らの諸氏が言語學會を起し、同會は三十三年二月から言語學雑誌を發行して、二年ほど續刊した。

(四)

國字改良部
と言文一致
會の請願と
兩院の建議

明治三十三年十月に帝國教育會の内に國字改良部が設けられ、前島密氏その部長となり、大槻文彦・小西信八・後藤牧太・那珂通世・三宅米吉・岡田正美の諸氏がその幹事となり、假名文字とローマ字と新字と漢字節減との四調査部を分設し、各委員を擧げて調査を行つた。

三十三年一月帝國教育會長男爵辻新次氏は「國字國語國文ノ改良ニ關スル請願書」を内閣各大臣並に貴衆兩院議長に呈し、同時に國字改良部からも同様に請願した。兩院は右の請願を採納し、同年二月「國語國字國文ノ改良ニ關スル建議」を政府に致し、その改良を國家の事業として調査し實行を期することを急務とし、政府が速に調査會を設けることを望む旨を建議した。

三十三年三月から帝國教育會の内に言文一致會が設けられた。翌年二月に同會から、言文一致の實行を國家事業とするため國語調査會を設置すべき旨を貴衆兩院に請願して採納された事や、この方面的知名の委員を擧げて文章の取調を行ひ、文語體を口語體に改める種々の試鍊をした事は、前にも述べておいた。

(五)

國語調査委員會とその成績

明治三十三年四月二日文部省において國語調査委員を設け、委員長を男爵前島密氏に、委員を上田萬年・那珂通世・大槻文彦・三宅雄二郎・徳富猪一郎・湯本武比古・朝比奈和泉の諸氏に囑託した。これは國語調査の大體の方針を定める豫備的調査のため設けられたもので、三十五年二月まで繼續した。

三十五年二月菊池文相の時に、國語調査委員會設置の豫算が帝國議會を通過し、三月二十四日勅令を以て同會の官制が發布され、同會は文部大臣の監督に屬して國語に關する事項を調査する事、同會は委員長一人と委員十五人を以て組織し、定員外に臨時委員をも設け得る事等が定められた。翌月十一日男爵加藤弘之氏をその委員長に、嘉納治五郎・井上哲次郎・澤柳政太郎・上田萬年・三上參次・渡部董之介・高楠順次郎・重野安繹・徳富猪一郎・木村正辭・大槻文彦・男爵前島密の諸氏を委員に任じた。なほ林泰輔・保科孝一・岡田正美・新村

出・大矢透・山田孝雄・龜田次郎・本居清造らの諸氏を同會の補助委員または調査事務囑託とした。その後に委員の異動があり、金澤庄三郎・藤岡勝二・大矢透・服部宇之吉・松村茂助・田所美治の諸氏を委員に任じ、元良勇次郎・松本亦太郎・佐藤誠實・新村出の諸氏を臨時委員に任じた。同會は同年四月から六月までに九回の會議を開いて調査方針を決議し、七月四日の官報を以て左の綱領を發表した。

一、文字ハ音韻文字(フオノグラム)ヲ採用スルコトトシ假名羅馬字等ノ得失ヲ調査スルコト

ト

二、文章ハ言文一致體ヲ採用スルコトトシ是ニ關スル調査ヲ爲スコト

三、國語ノ音韻組織ヲ調査スルコト

四、方言ヲ調査シテ標準語ヲ選定スルコト

又日下ノ急ニ應ゼンガ爲ニ左ノ事項ヲ調査スルコト

一、漢字節減ニ就キテ

二、現行普通文體整理ニ就キテ

三、書簡文其他日常慣用スル特殊ノ文體ニ就キテ

四、國語假名遣ニ就キテ

五、字音假名遣ニ就キテ

六、外國語ノ寫シ方ニ就キテ

同會は右の調査方針によつて研究調査を進め、大正二年六月十三日同會が廢止された頃

までの間に、同會において調査編纂した書目は、左の如くである。

- 國語國字改良論說年表(二冊)
- 漢字要覽(一冊)
- 送假名法(一冊)
- 片假名平假名讀ミ書キノ難易ニ關スル實驗報告(一冊)
- 假名遣考(一冊)
- 疑問假名遣(二冊)
- 假名遣及假名字體沿革史料(一冊)
- 假名源流考假名源流考證寫眞(二冊)
- 周代古音考周代古音考韻微(三冊)
- 國語資料(一冊)
- 鎌倉時代之部平家物語につきての研究(三冊)
- 現行普通文法改定案調査報告の一(一冊)
- 口語體書簡文に關する調査報告(一冊)
- 方言採集簿(一冊)
- 音韻調査報告書(一冊) 音韻分布圖(廿九枚)
- 口語法調査報告書(二冊) 口語法分布圖(卅七枚)
- 實用東京語法(一冊)
- 口語法(一冊)
- 口語法別記(一冊)

(六)

明治三十三年八月廿日樺山文相は、文部省令を以て新に小學校令施行規則を定め、その中に、字音假名遣改定を規定して小學校に實施した。之に對して世論が起り、三十八年三月久保田文相の時に文部省は國語假名遣改定案と字音假名遣改修案とを作製して、高等教

育會議や國語調査委員會などに諮詢した。

すると、世論は更にやかましくなり、四十一年牧野文相の時に、五月二十五日勅令を以て臨時假名遣調査委員會官制が發布され、同會は文部大臣の監督に屬して國語と字音との假字遣に關する事項を調査する事、同會は委員長一人と委員二十五人以内とを以て組織する事等が定められた。さうして委員長を男爵菊池大麓氏に、委員を左の諸氏に任じ、同會主事を渡部董之介氏に命じた。

曾我 祐準	松平 正直	淺田 徳則	小牧 昌業	山川健次郎	岡部 長職	矢野 文雄
森 林太郎	岡野敬次郎	小松謙次郎	井上哲次郎	上田 萬年	伊知地彦次郎	伊澤 修二
肥塚 龍	徳富猪一郎	横井 時雄	芳賀 矢一	松村 茂助	島田 三郎	藤岡 好吉
大槻 文彦	江原 素六	鎌田 荣吉	三宅雄二郎			

同會は數回會議を進めたが、同年九月七日小松原文相の時に、小學校令施行規則の字音假名遣等の規定削除の文部省令が發せられ、同省の態度が變つたので、同會は目的の調査

を遂げるに至らないで、同年十二月十二日廢止されて、假名遣問題は復た宿題となつた。

(七)

教育調査會
の建議

大正二年山本内閣の行政整理の際に國語調査委員會は廢止されたが、翌年教育調査會で教育年限問題が議された時に、年限短縮だけでは不徹底であるから内容改善を考へねばならぬ、就いては國字國語を平易に學ばれるやうに改める事を要するとの議が成立し、國字國語の諸問題を解決するため有力な國家的調査機關を設置するを要する旨を同會總裁男爵加藤弘之氏から文部大臣に建議した。

臨時國語調査會

また東京及び大阪の大新聞十七社の代表者は、十年三月に新聞事業經營のため國民教育並に國民文化普及のため漢字制限を必要とする事を全國の新聞社と協議した。

さて右の建議の如き大組織ではないが、その精神によつて、同年五月二十五日中橋文相の時に、勅令を以て臨時國語調査會官制が發布され、同會は文部大臣の監督に屬し普通の國語に關する事項を調査する事、同會は會長一人と委員三十五人以内を以て組織する事等が定められた。さうして會長を森林太郎氏に委員を左の諸氏に任せられた。

上田 萬年	芳賀 矢一	服部宇之吉	赤司鷹一郎	幣原 坦	湯原 元一	藤岡 勝二
池田 敬八	徳富猪一郎	本山 彥一	保科 孝一	山本 星藏	厨川 辰夫	秋田 清
大島 正徳	有島 武郎	松下 専吉	前田 捨松	巖谷 季雄	石川 幹明	伊原 敏郎

長谷川誠也 千葉 錠雄 高田知一郎 筧井 喜平 野村宗十郎 倉辻 明義 篠田欽次郎
増田 義一 松下勇三郎 阿部 次郎 木村政治郎 島崎 春樹 斯波 貞吉 杉村廣太郎
(以上委員)

山崎 批二 青木 孝義 保科 孝一(以上幹事)

十一年六月に森會長は逝去し、翌年上田萬年氏が會長に任せられた。なほ委員にも幾多の變動があつた。

同會は、第一に常用漢字の整理、第二に假名遣の整理、第三に文體の整理を以て調査事業としてゐる。十二年五月に至つて常用漢字一千九百六十二字とその略字百五十四字とを議定して發表した。それから國語假名遣と字音假名遣との調査を進め、標準語の發音によつて改定する方針を取り、十三年十二月に至つて假名遣改定案を議定して發表した。なほ常用略字百五十四字をふくめて字體を調査し、十四年十一月に至つて一千二十字ほどの字體整理案が出來た。その後も常用漢字を使用するためには漢字又は假名で平易に書くやうに熟語などが調査されてゐる。さうして昭和六年五月に至つて、前に發表した常用漢字を更に査定して一千八百五十八字とし、また假名遣改定案に改修を加へる事を議定して發表した。

さてローマ字綴り方は、明治十八年に「羅馬字會」において決定した式が、廣く我が國の内外に行はれてゐて、これに僅少の修正が加はり、「標準式」とよばれてゐる。これに對して、「日本式」とよばれてゐる綴り方が有ることは、前に述べた如くである。ローマ字綴り方が不統一になり混淆を生ずるのは、國語の統一發展のために困る事であるから、「ローマ字ひろめ會」や民間有志者からして、ローマ字調査會設置の必要を當局に向つて幾度か建白したのである。昭和五年十一月二十六日に至り、勅令を以て「臨時ローマ字調査會」が設けられた。この會は、「文部大臣ノ監督ニ屬シ國語ノローマ字綴り方ニ關スル事項ヲ調査スル」を目的とし、文部大臣田中隆三氏が會長となり、左の諸氏が委員に任せられた。

鈴木富士彌	川崎 卓吉	永井 松三	潮 恵之助	河田 烈	杉山 元	石井 英橋
小林 謙造	植村 浅夫	小原 直	野村 嘉六	中川 離藏	大庭 唯男	篠原英太郎
芝田 敬心	藤岡 滉二	長屋 順耳	岡田 武松	松村眞一郎	田島勝太郎	今井田清徳
青木 周三	久保田敬一	(以上官吏)				
櫻井 錠二	鎌田 栄吉	阪谷 芳郎	田中館愛橋	嘉納治五郎	上田 萬年	田丸 卓郎
林 博太郎	中日 肇	福水 勲助				

委員は、官吏からは内閣書記官長・法制局長・各省事務次官・文部政務次官・同參與官・同普

通學務局長・同圖書局長・鐵道運輸局長・中央氣象臺長・陸軍陸地測量部長・海軍水路部長らが任せられてゐるので、その官吏任免の時には交替がある。また今年四月に至つて伯爵二荒芳徳・神保格・末弘巖太郎・櫻根孝之進・宮崎靜二・菊澤季生の諸氏が臨時委員に任せられた。この調査會がローマ字綴り方の是を是とし非を非として、公明正大なる調査を遂げて、その目的を達成せられることを切望する。なほこの會の幹事長には芝田徹心氏、幹事には森山銳一・菊澤季麿・山崎犀一・保科孝一の四氏が任せられた。目下この會は調査審議の途中にある。

一四、國語國字問題の將來について

これまで國語國字問題について大要を述べてきたが、なほその將來について、斯の如く有るべく、又は斯の如く有りたいと考へる所を述べよう。

(一)

我が國民教育及び國民生活において、成るだけ平易な文字と文章とを用ひるが可いと云ふ事には、異論のあるべきはずがない。それで、漢字假名併用文においては、精々常用漢字を使ひ、非常用字に換へるためには假名文字を利用すべき事は、當然である。この事は、
常用漢字と
假名の利用

漢字の困難といふ議論を緩和して、漢字の實用を認めさせ得る護符とも云はれよう。常用漢字の使用を勧めることは、漢字の存在を力強くするためとなるのである。近來大新聞紙が何れも常用漢字を利用してモノタイプの如き利器を使ひ、發行能力を向上させてゐるのは、結構な事である。これがために假名を非常用字に代用してゐるのは、必ず認容せねばならぬ事である。また近來は廣告や掲示や通信などに、常用漢字が利用され、同時に著しく假名が進出してゐるもの、結構な事である。たゞ時として、次のやうな用例を見ることがある。

電車にお乗りになつたら、出入口の柱に掲まると、指を挟まれる惧れがあります。^{△△} 吊革やその他のものに必ずつかまって居て下さい。^{△△} 墜落や頗倒事故は、増す傾向があります。注意が後なら、怪我が先。

試みに三角印をつけた文字は、「つかまる」「はさまれる」「恐れ」又は「心配」「つりかは」「落ちる」「ころぶ」「かたむき」「けが」などと書き改めてほしいものだ。鐵道の驛名の如きは、ずっと前から、假名を利用して「なるみ」(鳴海)「なこそ」(勿來)「さつぼろ」(札幌)「かうべ」(神戸)「かんべ」(神戸)「がうど」(神戸)などと、読みよく書かれてゐるではないか。「あてらざは」(左澤)「おぼない」(生保内)「とす」(鳥栖)「そのき」(彼杵)などは、その所より外の人

には、假名書きによつて初めて知られるやうな場合が折々ある。動植物の名稱なども、學者の著書に「ひばり」(雲雀)「ほとゝぎす」(杜鵑または時鳥など)「もす」(百舌または伯勞)「かはせみ」(翡翠または魚狗)「あうむ」(鸚鵡)「きりん」(麒麟)「らつこ」(獵虎)「えぞぎく」(蝦夷菊)「あんず」(杏子)「ぶどう」(葡萄)「けやき」(櫻)「くるみ」(胡桃)などと、假名でわかりやすく記されて居るではないか。

姓名の如きは、戸籍に關係があるから、簡単に假名書きにしてしまへないけれども、難讀の姓名は必要に應じて、「塙」はなは「小山」こやま「小山」こやま「土井」どい「土井」どい「大佛」だいぶつ「及川」おいかわ「種田」たねた「日下部」ひげふ「東海林」とうかいりん「萬里小路」まほりこうじ「釋迦牟尼佛」などと振假名するか、或は假名書きなどにするのも可い。

人名の如きは、命名の時に成るだけ常用漢字または假名を用ひるやう心がけるのが可い。

(二)

假名遣は本來は發音的に記されたものであり、時代の推移につれて發音的に改修されるのが適當であるのである。言語の根本である發音と假名の表記との距離が甚だしくなつてゐるのは、國語の運用のため好ましからぬ不便な事である。現代における言語學の進歩と言語表記の合理化の必要とは、假名遣を表音的にすべく導きつゝあるのである。我が國では明治十年代から、假名遣改良の新思潮が起つて段々と進展して來た。假名遣問題を如何

に解決すべきかは、我等國民に提出されてゐる一課題である。

近古このかた亂れてゐた古典的假名遣が、契沖その他の諸先哲によつて復古的に正された事は、實に學問上の偉功として永遠に光り輝くべきである。我等は、その偉功に向つて深く尊敬し感謝せねばならぬ。さうして専門の研究においては、どこまでも古典的假名遣を尊重するのみならず、諸先哲の研究に取残された疑問の假名遣をも精々明かにすべく努めねばならぬ。

かやうに専門の研究に望む所と、國民一般の實用のためにする所とを同じに視るわけには行かない。即ち、専門の研究の對象たる歴史的一名古典的假名遣をば、國民一般の者に強ひるのは、國民教育のため國民經濟のために不得策である。後世からいふ古典もその時代語を發音的に綴つたものであることを考へれば、新時代特に空前の大展開をした現代の標準語をその發音によつて一定の方法で綴るのが、その宜しきを得たものである。

古來表音文字を用ひ來り、深く綴字上の因襲を持つてゐる歐米諸國の國語においてさへ、既に發音的に綴字を改良した國々があり、まだ改良してゐない國々でも、さうしようと思圖してゐるのである。所で、我が國語は漢字と假名とで表記してゐて、助詞と助動詞と語尾變化などは假名で書き、その他は多くは漢字を充て用ひて來たので、その漢字の假名遣

に對する國民の意識は、甚だぼんやりとしたものである。試みに本居宣長の「字音假名用格」を開いて見るに。

○ イキの假字

イ 伊以吳怡易已移夷肄(以上九字古書にイの假字に用たり)貽飴諭倚猗頗圯泰醫矣憲
熾(以上廿二字漢吳共にイ衣依屢(以上三字吳はエ))

右の字音開口音にて韻鏡開轉に屬す

○ シウ シュウ シフの假字(略抄)

シユウ [東] 衆終充嵩螽(以上漢なり吳はシユ)戎(漢なり吳はニユ) [鍾] 從縱(漢はショウ
なり吳音シユなれども常にジユウと引て呼ぶ故に出す) [虞] 主趨戌(虞の韻の者はシ
ユにてシユウと引べき音には非れど常に引て呼ぶ例多し)
シウ [尤] 周秋愁啾秀州洲酬因脅邇收鄒搜蒐臭袖岫醜讎讎舟羞繡誤脩修首受授皴就酒手
守狩聚驟(以上漢なり吳はシユ又ス)柔跃(漢なり吳はニユ)
シフ [入聲] [糾] 十什汁拾入習摺褶執集糾楫葺澁濕隰襄

右は、字音の一斑を擧げたのに過ぎない。若しそれ、カウ高浩教孝考岡康抗仰向香行更
幸耕看交孝巧江港降……コウ(公控孔工貢洪口后苟後厚侯溝恒弘興……) クワウ(光廣荒皇

盲轟……）カフ（合甲蓋……）コフ（劫業……）の如き複雑な區別に至つては、韻學専攻の人でも容易に詣んじ得るものではない。それだから、かの國粹を尊重した井上毅文相も、その著「梧陰存稿」の中に、字音假名遣の如きものを教へて學童をはじめ國民を徒勞させることの非を述べておかれたのである。字訓即ち和語の假名遣においては字音假名遣ほどではないけれども、漸次漢字を學習するに従つて、漢字の字體が假名遣に代用されることは同様である。例へば

おほきい＝大きい、ちひさい＝小さい

おほみづ＝大水、をがは＝小川

おほをとこ＝大男、をんなのこ＝女の子

ふどみづ＝井戸水、うを＝魚、やまひ＝病

こほり＝郡、あを＝青、にほひ＝否

かういふ次第であるから、古典的假名遣を勵行するとなると、その負擔は、假名を最も多く使はねばならぬ初學の兒童において最も重くなるわけである。これは、國民教育上から假名遣改良を必要とされる理由の大いなる一つである。

(三)

さて、前代の發音的假名遣即ち後世から謂はゆる古典的假名遣と、その後に著しく言語の

音聲の變化したものとの間の差異を見て、國語を説く人が通例如何に之を説明してゐるか。

一、音便（二音を連呼するとき發音の便に隨つて音を變するもの）

（イ） イ音便の例 「書きて」を「書いて」、「況して」を「況いて」

（ロ） ウ音便の例 「赤く」を「赤う」、「請ひて」を「請うて」

（ハ） 摩音便の例 「読みて」を「讀んで」、「飛びて」を「飛んで」、「死にて」を「死んで」

（ニ） 促音便の例 「勝ちて」を「勝つて」、「言ひて」を「言つて」、「取りて」を「取つて」

二、連聲（前にある鼻音又は促音に連れて轉呼するもの）

（ホ） 舌内連聲の例 「因縁」を「因縁」、「延引」を「延引」

（ヘ） 脣内連聲の例 「三位」を「三位」、「陰陽」を「陰陽」

（ト） 促音連聲の例 「闕腋」を「闕腋」、「出來」を「出來」、「提ぐ」を「提ぐ」

三、轉呼音（假名を他の音に轉呼するもの）

（チ） ハ行音をワ行又はア行の音に、「栗」を「リ」、「飯」を「イ」、「吸ふ」を「ス」、「家」を

（リ） 二短音を一長音に轉ずる例 「孝」を「孝」、「王子」を「王子」、「今日」を「日」、「昨日」を「日」

（ヌ） ワツをジズに、クワに、ガに轉ずる例 「鯨」を「クジラ」、「鶴」を「ウツラ」、「關稅」を「ケンゼイ」、「願書」を「ゲンシヨ」

ワをカ、ガに轉ずる例 「鯨」を「鯨」、「鶴」を「鶴」、「關稅」を「關稅」、「願書」を「願書」

ざつと右のやうである。右の三種類の定義は不分明な類別である。「音便」の定義を「發音の便に隨ひ音を變へていふこと」とすれば、廣く連聲をも轉呼音をも包含し得るわけである。しかるに歴史的假名遣において、狹義の「音便」と「連聲」との假名遣は、凡そ國學者を始め一般に承認されてゐるが、「轉呼音」に屬するものは、少々の例（「はつか」を「わづか」、「はしる」を「わしる」、「ゑふ」を「よふ」など）を除く外は、まだ公認されてゐない。これは偏頗な承認と謂はゞ謂はれる事であり、一方を承認して他方を不承認とする絶對的な理由は無いのである。例へば、「轉呼音」において、「粟^{アハ}」を「あわ」と記しては「泡^{アフ}」と混同し、「買^カうて」を「こうて」と記しては「乞^ヨうて」と混同すると非難するとしよう。それなれば「撥音便」の「とんで」は「とんで」と混同し、「イ音便」の「さ^(唉)いて」は「さ^(指)いて」と混同するのとは如何であるか。また「轉呼音」の假名遣を承認すれば語原を不明瞭にすると非難するとしよう。それなれば、狹義の「音便」においても同様では無いか。例へば、

笄 かみかき(語原)

かうがい(音便) → こうがい(轉呼音)

帯 ははき(語原)

はうき(音便) → ほうき(轉呼音)

商人

あきびと(語原)
あきうど(音便)

朔(月立)

つきたち(語原)
ついたち(音便)

衝立

つきたて(語原)
ついたて(音便)

「轉呼音」の假名遣を語原の立場から拒否するなれば、狹義の「音便」の假名遣をも同じ立

場から不可とすべきわけになる。

之を要するに、新假名遣は、音便の假名遣の擴張と認めるべきものである。その擴張といふのは、廣義の音便として、謂はゆる「轉呼音」の假名遣を承認する道を開くことである。但し、その承認には、適當の機關によつて調査整理されてゐることを要する。かやうにして假名遣は時代の推移につれて適當に改修される。さうして古來の假名遣の變遷の過程は、假名遣書や大辭書では無論のこと、普通の辭書などでも、登載して置くべきである。

(四)

長音の表記法

顧みれば明治三十三年の小學校令施行規則において、字音を發音的假名遣で教授するやうに改めた事は、その改良の精神から見て不可とすべきではなかつた。たゞそれが單に字音に限つたので、兒童らには區別しがたい和語と區別するの困難を生じ、のみならず字音の長音には棒の符號を用ひ、和語の長音には「う」や「ふ」を用ひたので、その間に甚だしい混亂を起した。これがために折角の改定が、改良の精神を同じくする味方からさへ非難を招くに至つた。その非難は、假名遣復舊を希望するのではなく、改良の方法において字音と和語とが調和することを望むのであつた。それで、その後の改定案は、何れもその調和について考慮してゐる。さて長音の表記法には、凡そ左の如き三つの改定案がある。

第一、アイウ三字案 これは發音的ではあるが、幾分か假名遣の舊慣を加味するもので、ア列の長音にはアを用ひ、イ列とエ列との長音にはイを用ひ、ウ列とオ列との長音にはウを用ひるものだ。

第二、アイウエオ五字案 これは發音的であつて、アイウエオの各別の長音に、それぞれアイウエオを用ひるものだ。

第三、長音符案 これは特に發音的であつて、アイウエオの各別の長音に、何れも長音符一を用ひるものだ。

明治十六年七月に「かな の くわい」の「ゆき の ぶ」で定めた「ぶん の かきかた」の例は、左の通りである。

もと	の	かきかた	あらためる	かきかた
いう	いふ	ゆう ゆふ	ゆう	
しう	しふ	しゅう	しゅう	
あう	あふ	おう をう	おう	
かう	こう	かふ こふ くわう	こう	
きやう	きよう	けう けふ	きよう	
ひやう	ひよう	へう		
ひとつ	の	せつ	また	の
			ゆう	
			しゅう	
			おう	
			おお	
			しゃう	
			おお	
			こお	
			きよお	
ひよお				

即ち、右の改定案の一説は第一案であり、又の説は第二案である。臨時國語調査會の改定案は、主として第一案である。明治三十三年文部省改定の字音の長音表記は、主として第三案である。その當時の必要から「高等師範學校、尋常小學國語科實施方法要領」には、第三案を和語にも及ぼす事を認容したのである。

(五)

長音符と外國語の寫し方

前に述べた所の長音符を用ひる第三案は不都合だ、それは符號であつて文字ではないと云ふ排斥論がある。しかしながら一概にさう排斥すべきものでもない。論より證據、新井白石の「西洋紀聞」などを始として現に官報や新聞や雑誌や教科書や著書などの外國語表記に正々堂々と長音符を用ひてゐる。現代においては、少くも一種の長音表記法として長音符を公認してゐるのである。なほ大正十五年五月に臨時國語調査會から、假名遣改定案の補則として整理したものを發表した「外國語の寫し方」を左に掲げよう。

一、從來キ、ウ、ヰと書きあらはされた左の類の語はウィと書く。

ショーウィンドー

show-window

スウイッチ

switch

サンドウイッチ

sandwich

スウイートルー

sweet-pea

二、從來エ、ウエ、ウェと書きあらはされた左の類の語はウエと書く。

ウエルカム welcome

ウェブスター Webster

ウェーター waiter

スウェーデン Sweden

三、從來ヲ、ウヲ、ウォと書きあらはされた左の類の語はウォと書く。

ソーダウォーター soda-water

ウォーターシュート water-shute

サイドウォーク sidewalk

四、從來ジ、ヂと書きあらはされた左の類の語はジと書く。

ラジオ radio

ビルジング building

ジフテリア diphteria

エジプト Egypt

五、從來ジ、ヂュと書きあらはされた左の類の語はジュと書く。

ラジユーム radium

イリジューム iridium

六、從來チ、ヂ、ティと書きあらはされた左の類の語はチと書く。

チップ tip

ニコチン

nicotine

チーク

teak

七、從來ヂ、ヰ、ヰ、ヰ、ヰ、ヰ、ヰ、ヰ、ヰ、ヰ、ヰと書きあらはされた左の類の語は、バ、ヰ、ヰ、ヰ、ヰと書く。

カーブ

curve

オーバー

over

ベルモット

vermouth

ボルト

volt

右のやうに、長音を表はすのに、簡便といふ事において長音符はまちつてゐる。なほ一言する。古來支那から字音語が傳來して、謂はゆる拗音が國語音の中に増殖したやうに、西洋語の盛な傳來に伴なつて、その語音が國語音の中に同化されて來るもの事實である。現にフィルム (film) ビルディング (building) ヴィタミン (vitamin) などの如き新表記法が發達しつゝあるではないか。

(六)

ぐじずつの
區別

「いぬ、えゑ、おを」の區別の如きは、中古までの標準音に存在したから、その假名遣も自然と嚴正に區別されてゐたのである。また「じぢ、ずづ」の區別の如きは、近古までの標準音に存在したから、その假名遣も亂れなかつたのは當然である。今日においても土佐

と九州の幾部分との言葉には、「じぢ、すづ」の區別が残つてゐるから、自然とその假名遣が地方的に行はれてゐる。しかし我が國の最大部分において、その區別がなくなつた現代では、現代の國語音の状態に順應して標準音を立てるのが、宜しきを得たものだと認めて、改定案の假名遣では、昔の假名遣の「じぢ、すづ」の區別を撤廃して、これを「じ、す」の方に併合したのである。だから、「じぢ、すづ」の區別は、その地方音として便宜にこれを許容することになるわけである。

所で、この區別の撤廃に對して反対説がある。即ち、「じぢ、すづ」の區別は、實際の發音では大部分の地方に亡びたとしても、これを古來の假名遣で保持して行かねば、「ぶぢ」（富士）と「ふぢ」（藤）、「くす」（葛）と「くづ」（屑）の如き區別が出來なくなると云ふのである。一應もつともらしく聞える説であるが、しかし心配するには及ばない。現に實際の發音に區別がなくとも、言葉の前後の關係またはアクセントなどで、それが區別されてゐるのである。その心配に及ばないと云ふ有力な證明には、外國語の實例をも擧げ得るが、我が國語の古來の實例を以てすれば十分であらう。試みに左の例を見よ。

〔ひ〕 日（太陽、何日、日數、日限、等）火（燃火、火事、燈火、等）櫛（とひ、等）杼（機織る具）紺（ひの色）非（是非の非）
比（比較、比例）妃（きさき、等）脾（ひの臓）碑（石碑）その古くは「氷（こほり）」、「檜（ひの木）」などの例もある。

「かく」客。おきやく、旅客。角(四角、一角、こまの角、等)格(身分、流儀、格式)間(たかどの)後(から)核(果實の一部)分(佳句(よい文句)書く(字をかく、文を作る)缺く(無くする)等)搔く(爪でかく、等)昇く(かごをかく、等)各(おののく)確(たしか)斯く(かやうになほ動詞の)掛く(下二段、後世は下一段と云ふのは、驚くなれ廿種以上の意味がある)。

この様な例は、數多ありふれた事で、今さら驚くには及ばない。「富士」と「藤」との如き例をかつぎ出すやうな事は、一知半解の議論である。

(七)

動詞の活用
の事

また「じぢ、すゞ」の區別を假名遣で保持せねば、動詞の活用の行がザ行とダ行とに分れて活用が亂れ、國語の尊嚴を汚すと云ふ反對説がある。これも一應もつともらしく聞える説であるが、しかし心配するには及ばない。我等も反對論者と同じく國語の尊嚴を重んずるものであるが、動詞の活用の假名を兩行に分ける事は、これを汚すものとは認めない。論より證據、古くからヤ行の假名はア行の假名を混用し、ワ行の假名もア行の假名を混用してゐるので、その活用の語尾は兩行に分れてゐるではないか。例へば、古代語即ち文語において、

おゆ(老ゆ)	おい、	おゆ、	おゆる、	おゆれ	(上二段活用)
こゆ(肥ゆ)	こえ、	こゆ、	こゆる、	こゆれ	(下二段活用)
うう(植う)	うゑ、	こゆ、	こゆる、	こゆれ	(下二段活用)
	うう、	ううる、	ううる、	ううれ	(下二段活用)

もし、どうしても同行には他行にない假名を要するとなれば、或論者、例へば「かなのくわい」の「はなのぶ」會員の主張のやうに、新に假名を作つて徒らに事を煩はしくするの外はない。

ヤ行 ャ レ ュ イ ョ
ワ行 ワ ヲ エ ィ ヲ

更に形容詞の活用を見よ。すべてがカ行とサ行に分れてゐるではないか。

ふるし(古し) ふるく、 ふるし、 ふるき、 ふるけれ (第一種活用)
たゞし(正し) たゞしく、 たゞし、 たゞしき、 たゞしけれ (第二種活用)

して見れば、文語をも現代の標準音の發音的假名遣で書くと決定する場合に、
いづ(出づ) いで、 いづ、 いづる、 いづれ (下二段活用)

と書くことは、別に奇とするに足らぬ。こゝに發音的假名遣のひきで物がある。新舊の假名遣をくらべて見るに、例へば、

かく(書く) かか、 かき、 かく、 かけ、 かかむ (舊四段活用)
かか、 かき、 かく、 かけ、 かこう (新五段活用)

の如きは、舊式では、オ列の活用が缺けてゐたのに、新式では、五段活用が成就したと云ふものだ。賀茂真淵の「語意考」には、アイウエヲ(オの誤)の五韻列に「初・體・用・令・

助」の説明を加へて、ア列は「ことはじむること」、イ列は「ことうごかぬこと」、ウ列は「ことごくこと」、エ列は「ことおはすること」、オ列は「ことたずくること」とし、さうしてオ列の語尾は、ア列の音に助辭「も」の添うて約つたもの、例へば「書かも」の約が「書こ」となると説いてある。

(九)

窮屈な論者

世には、窮屈な論者も有つて、假名またはローマ字に執着する人は、漢字を惡魔でもあるかの様に早速に追つ掃つて、假名またはローマ字の世の中にしたいと思つたり、また漢字に執着する人は、假名文やローマ字文を仇敵でもあるかの様に思つてゐる様だ。實に腑におちぬ話だ。我が國は過去に古き文化の發達を持ち、將來に益々文化を發達させて行くべきであるから、南洋の半開の島に新文化を持ちこむ如く簡単に、一本調子で進むわけには行かぬ。文字の道では、一面には漢文の研究と善用とを以前よりも更に深く成すべきであり、同時に國民日用のためには大いに常用漢字の研究と普及とを成すべきであり、また時世の必要に應じて假名文やローマ字文の研究と普及とを成すべきである。それらは、すべて文化の發達と國民の福利とのためである。だから、これらは相互に排斥すべきでなく、むしろ相互に助け合ふべきである。

すべて國語國字の諸問題を論議するのに、徒らに愛國心の有無などと云ふことで色づけるのは、相互に慎むべき事である。今假に、保守論者は愛國者であり、改進論者は愛國者でないかの様に、又はその反対に、論じ立てるとするなら、共に誤である。保守論者も改進論者も國のためを思つて立論するのであれば、自分が愛國心を持つかの様に論議すべきでない。どこまでも双方の論者が愛國者の位置に立ち、正々堂々と道理を以て君子の争をして、道理が明かになれば潔く之に従ふの雅量を持ち、公明正大にめでたく問題を解決せねばならぬ。

(五)

國民一般の學校教育及び社會教育における現代國語の臺帳として必要なものは、現代標準語の辭書である。それは普通語を主とし、専門語などを從とすべきである。さうして標準語なるものには、如何に首都の東京語が重要な選定の地盤となつてゐるとはいへ、なは諸方言との共通性の廣狹などが考慮されるべきだから、併せて諸方言の採集、及び標準語との比較を明記すべきである、従つて、諸方言の明細な調査を要する。さうして一概に普通語とはいふものの、常用として幾段かの等級が設けられるはずである。かやうにして基礎國語たる普通語を中心として、漸次、専門語や古典語や外來語に擴張されて行く順程が

定まれば、國語科教材の適當な排列も出来る。委細は今略する。かやうな辭書編纂の重大な事業は、須らく國家の事業として適當な機關によつて完成されるべきである。

(二)

古典と外文
學との現代
詰譯

近來は段々と我が古代文學が現代語に新譯され、また外國文學が我が現代語に翻譯されてゐるのは、結構な事である、これらは、すべて現代の標準語を基本としての國民的一大活動である。古今内外の良著を選んで、國民にわかり易く譯すことは、知識普及思想善導のためになる一大事業である。國家または民間有志の力で盛に良著の譯出されることを望む。

その譯出について一例を擧げて云へば、我が國の漢文學は我等の祖先が丹精をこらしてその思想感情を表現したもので、廣義の我が國文學の一である。所が、これを読み味はふことは、よほど文字文章の修養を積んだ後でなければ叶ひ難いのである。それで成るべく之を現代語に譯出して、容易に之を読み味へるやうにしたいと思ふ。かう思つて、試みに漢詩を我が國民の耳に入り易い民謡の形式に譯して見たことがある。左にその一二を記して見よう。

芳野 藤井竹外

古陵松柏吼天鶲

山寺尋春春寂寥

眉雪老僧時輶帝 落花深處說南朝
みさゝぎの松風きけば春寒く、心ざみしい三吉野の
山の法師は帝をやすめ花のふきに物語る。

不識庵擊機山圖

賴山陽

鞭聲肅肅夜過河 曉見千兵擁大牙
駒をひそめて千兵を渡り、明けに乗りこむ敵の陣。

遺恨十年磨一劍

流星光底逸長蛇

十とせ劍をとぎすましたに、大將にがして口惜しい。

常盤抱孤圖

梁川星巖

雪灑笠檐風卷袂

呱呱索乳若爲情

他年鐵柺峰頭嶮

叱咤三軍是此聲

笠に柺に吹雪はしまき、乳をさぐつて稚兒は泣く。
末に攝津の鷦^よ越^えで、號令かけたはこの聲よ。